

令和4年第3回東大和市議会定例会会議録第14号

令和4年9月2日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（24名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
子ども未来部長	松本幹男君	健幸いきいき部	川口荘一君
まちづくり部長	田辺康弘君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
行政改革推進担当課長	川田貴之君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	デジタル政策課長	菊地浩君
子育て支援課長	新海隆弘君	保険年金課長	岩野秀夫君

健康推進課長 志村明子君
都市づくり課長 稲毛秀憲君
土木公園課長 寺島由紀夫君

新型コロナウイルス感染症
対策担当課長 中山仁君
まちづくり推進
担当課長 梅山直人君
指導担当課長 菅野恭子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次、指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。令和4年第3回定例会に当たり、通告書に従い、一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、高校生等医療費助成事業についてお伺いをいたします。

①といたしまして、対象者や事業効果について。

②といたしまして、市財政への影響と無償化について。

③といたしまして、課題と今後の取組についてをお伺いいたします。

次に2番といたしまして、広報についてをお伺いをいたします。

①といたしまして、市報の連載企画の取組について。

②といたしまして、連載企画の目指す効果について。

③といたしまして、今後考えられる市報、ホームページ、その他の取組についてお伺いいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、高校生等医療費助成事業における対象者及び事業効果についてであります。この事業は、高校生等に係る医療費の一部を助成するもので、一定の所得の範囲内にある高校生等を養育している世帯を対象としております。また、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期にある高校生等の医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、子育て支援に資する効果があると考えております。

次に、高校生等医療費助成事業の実施に伴う市の財政状況への影響及び無償化についてであります。本事業につきましては、全ての区市町村が速やかに事業を開始できるよう、令和7年度までは、東京都が事業の10割を負担することになっております。令和8年度以降の負担割合につきましては、今後、東京都との協議事項となっておりますことから、財政力の相違により都内の自治体間で子育て支援に差が生じぬよう、無償化の実施も含め東京都に要望してまいりたいと考えております。

次に、高校生等医療費助成事業における課題及び今後の取組についてであります。令和7年度までは東京都が事業の10割を負担することになっておりますが、令和8年度以降においては、事業費の財源が定まってい

ないため、その確保が課題であると考えております。今後につきましては、安定した事業の継続が可能となるよう、東京都と協議をしてみたいと考えております。

次に、市報の連載企画「子どもたちの未来を守る」についてであります。少子高齢化や人口減少が急速に進展し、市税収入の減少や社会保障関係経費の増加、学校をはじめとする公共施設の更新など、今後、大きな財政負担が見込まれております。こうした中、将来を見据えた対策を取らず、市民の皆様が好まれることだけに注力し、予算配分していくことは、子供たちの将来に課題を先送りし、大きな負担を強いることとなります。本連載企画は、将来の子供たちの置かれる状況を御説明し、今後、東大和市として何ができるのか、また何をすべきか、持続可能な行財政運営の必要性について、市民の皆様にご覧いただき、共に考える契機となることを願い連載したものであります。

次に、市報の連載企画の目指す効果についてであります。将来を見据えた持続可能な行財政運営を目指す取組は、市民の皆様にとって背景や必要性などが分かりづらい面がありますが、公共施設の老朽化対策など、今の私たちにとって身近で重要な取組も多く含まれております。このため、より多くの市民の皆様に分かりやすく説明し、御理解をいただきながら進めていく必要があります。今回の市報掲載に当たりましては、まちの将来や市の課題など6つのテーマを設定し連載したことや、登場人物を設定した会話形式とするなど、新しい方法を取ることで、幅広い年代の方々にとって読みやすく、興味を持ち読み続けられ、持続可能な行財政運営について理解を深めていただけたものと考えております。

次に、今後考えられる市報、ホームページ、その他の取組についてであります。よりよいまちづくりを進める観点では、市が保有する情報を積極的に市民の皆様にお伝えし、その共有を図ることが何よりも重要です。ことから、引き続き現在活用しております情報発信手段ごとの特性に応じた効果的な広報に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。それでは、順次、再質問させていただきたいと思っております。

まず1番の高校生等医療費助成事業についてですが、先ほど通告させていただきましたものにおいて、市長答弁において、対象者や事業効果、それから市財政への影響と無償化、課題の今後の取組については御答弁いただきました。確認をさせていただきました。あわせて、昨日の補正予算で、他の議員さんからも、質疑もおおむね確認ができましたので、数点だけお伺いして手短かに終わりたいと思っております。

1つが、子供の医療費助成における所得制限や、一部自己負担の撤廃についてのこのあたりの動きと詳細を教えてくださいませんか。

○子育て支援課長(新海隆弘君) 所得制限や、一部自己負担を撤廃した場合につきましては、義務教育就学児と高校生等を合わせて子供の医療費助成ですね。新たに年額約5,436万9,000円の財政負担が生じる見込みであり、実施に向けては厳しい状況にあります。現状においても、区部が所得制限を設けていない一方、市部では財政力等に応じて所得制限が設けられている等、自治体間格差が生じておりますことから、次代を担う子供たちの健全な育成のために、等しく福祉が行き渡る子供の医療費助成制度の創設を、引き続き国及び東京都に要望をしてみたいと考えております。

以上です。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

それから、国民健康保険制度における減額調整措置の全面的な廃止についても、お伺いさせていただければと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民健康保険制度におけます国庫負担金の減額調整措置につきましては、全面的な廃止に向け、全国市長会を通じて国へ継続的に要望しているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、最後に子供の医療費助成制度の創設に向けた国への働きかけを改めて教えていただければと思います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 医療費助成制度におけます支援でございますが、先ほど課長からの答弁もございましたように、各自治体の事情により異なっております。そのことから、医療給付に地域差が生じている現状でございます。全ての子供が平等に支援を受け、健康で健全な生活を安心して送ることができる子育て世代の生活環境の向上、こちらを図るため子供の医療費助成制度は、国の制度として創設をしていただき、必要な経費につきましては、全額国庫負担としていただくよう、東京都市長会を通じて引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、この項、終わりたいと思いますが、市長答弁でも令和8年度以降の市の財政負担については懸念があり、子供の成長に合わせた子育て支援を継続的に実施していくために、東京都における恒久的な財源負担をするように見直しを求めていると、また所得制限、一部負担金をぜひ撤廃していただくように、東京都議会の我が党の都議団も幹事長を中心に実現に向けて行動しておりますので、ぜひ市長会を通じて、また市としても引き続き粘り強い要望活動をお願いして、この項を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

次に、2番として、広報についてお伺いをさせていただきたいと思います。

市報の一部、新たな取組で行った連載企画についてを視点に、何点かお伺いをさせていただきたいと思いますが、まず過去に市報の連載企画の取組はあったのかどうかも含めて、少し教えていただければと思います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報の連載記事ということでございます。市報につきましては、市民の皆様に関心を持っていただきまして、効果的に情報をお伝えする取組としまして、通常の事務や事業の御紹介に加えまして、時折、時節を捉えた特集記事というのを掲載してございます。その特集記事は、大きいものですと、見開き2面で1度に載せるようなものもございませうけれども、情報量が多いものですか、あるいは連載をすることでより広報効果が高まるものにつきましては、あえて連載ということで掲載をさせていただいている事例がございませう。記憶に新しいところでの取組事例としましては、令和2年に10回の連載をさせていただいたものがございませうけれども、市制50周年記念の「あつという間に50年」という記事を連載させていただきませう。こちらでは市の成り立ちの紹介ですとか、町並みの変遷など、回ごとにテーマを設定しまして紹介をさせていただいたところでございませう。

古いものですと、介護保険制度が始まったちょっと後に、介護保険サービスを種類ごとに回を追って御紹介させていただいたような例もございませう。あとは、ちょっと趣旨が異なりますけれども、市民記者レポートですとか、「あなたのまちから」といった記事につきましては、もう既に40年以上にわたって連載をさせていた

だいているというようなものもございます。いずれも連載記事とすることで、市民の皆様にとりまして、市政や市に関心をお寄せいただくきっかけ、あるいは一助というふうになっているものではないかというふうに認識してございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。今回の連載企画、市報の非常に目立つところで行っていましたが、経緯の詳細について改めてお伺いをさせていただければと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 連載企画の経緯の詳細についてでございます。まず右肩上がりの時代が終わりまして、現在、本格的な少子高齢化と人口減少を迎えており、今後につきましては財政状況の厳しき増す中にありましても、新たな課題に対応しながら、市民サービスをはじめとする行政機能、こちらの維持向上をさせていくためには、現在の事務事業のスクラップ・アンド・ビルドが欠かせないところでございます。

この一環として行いました、令和3年度の事務事業の廃止・縮小につきましては、市民の皆様にとりましては歓迎される性質のものとは言い難い面もございます。市民説明会や、その後の市議会におきましても、市民の皆様に対しまして、丁寧に説明をするように求められたところ、またこうしたことを契機といたしまして、この連載をまず企画したところでございます。

この連載におきまして最も伝えたい点でございますが、廃止・縮小を選択せざるを得ない背景、そしてこれらは、つまりは将来の子供たちの置かれる厳しい環境を御理解いただくということを、まず考えてございます。その上で今生きる私たちの福祉の向上に加えまして、将来の子供たちの置かれる状況につきましても、目をしっかりと配りながら、必要な改革、そしてそれを今から進めることの重要性につきまして、御理解をいただきたいと考えたところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それで、掲載が数回ありましたが、結果として得られた効果をどのように捉えているか教えていただければと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 連載記事の結果、得られた効果ということでございます。市報の連載記事、こちらを掲載することに対しましては、市民の皆様の反応ですとか、また記事の内容に係る理解度、こういったところをはかることは非常に難しいところでございます。通常の記事とは異なる視点でまとめさせていただいて、また装飾を施すことですとか、そういったところで認知してもらえたというところ、また的確に記事の意図をお伝えできたのではないかと、こういったところが本来の狙いというところで、理解が進んでいるのではないかと考えてるところでございます。

また本件につきましては、新たな取組といたしまして、親しみやすい記事とさせていただきますことから、多くの方々に御理解いただけたことを期待しているところでございます。また、その御理解をいただいた上で、今後につきましても持続可能な行財政運営にも、御協力を賜りたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、今後考えられる市報、ホームページ、その他の取組について、市長答弁では情報発信手段ごとの特性に応じた効果的な広報ということでお話ありましたが、具体的にどのように取り組むのか、少し教えていただければと思います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 広報の今後の取組についてでございます。先ほど市長答弁にもございましたとおり、よりよいまちづくりに取り組むためには、市民の皆様と市政情報を共有して、そちらを図っていくことが重要だということで認識してございます。そうしたことから、広報としまして、言葉で言うほどちょっと簡単なことではございませんけれども、広報したことを評価するお知らせ型の広報ということではなくて、お伝えできたことを評価する、伝わる広報の実践をしたいというふうに考えてございます。

具体的な例で何点か御紹介をさせていただきますと、例えば今般、御質問いただきました市報に関して申し上げますと、市報は市民の皆様からの信頼度も非常に高い、プッシュ型の情報発信手段ということで、市民の皆様様に情報を取りに来ていただかなくても、お届けできる情報発信手段になってございます。

ですが、一方で、紙面という都合上、発信できる情報量というのが非常に限られてくるといった特徴がございます。このため今般の取組でも、そこはつながるところがございますけれども、記事の掲載の仕方工夫としまして、要点を簡潔に掲載をしまして、詳細な情報はホームページで紹介することですとか、あるいは今般の取組のように、1度にまとめて情報を掲載するのではなくて、あえて分割をして連載掲載をするというようなことで、情報が伝わりやすいというところを評価しながら取り組むということも考えてございます。

また、SNSなどにおきましては、同時にプッシュ型の情報発信手段でございますけれども、反面、登録してくださってる場合でも、つまらない情報が続くと、いわゆるブロックをされてしまう、情報受け取りを拒否されてしまうというような特徴もございます。このため事務的な行政情報を、文字だけでずっとこう訴え続けるということではなくて、時折、美しい景色でありますとか、珍しい事象の御紹介をすることなどによって、関心をずっと持ち続けていただくといったところの取組も、必要ではないかなというふうに考えてございます。

当たり前のことではございますけれども、こうした情報発信手段ごとの特性に応じた効果的な広報を理解しまして、行政目線ではなくて、市民の皆様目線で、工夫をしながら活用することで伝わる広報、実践してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問ですが、令和2年度から2か年で取り組まれた事務事業の見直しをはじめとする事務改善や、それから政策集団PDGなど、若手職員からの政策提案等、市では様々な年代、若い方からシニアまでということで、知恵を出し合ってるというふうに思います。また、民間企業や大学等々、数多く連携協定を締結し、経費をかけずに効果を生む努力など、積極的に取り組まれていることは、市民の方からもよく質問を受けますが、よく私たちも見ているところでございます。

こうした東大和市の将来を考え、持続可能な行政経営に取り組んでいることを市民の皆さんに御理解をいただき、御協力いただく上で、今般の市報の連載企画は、まずは最初として非常に分かりやすかったと私は思っています。やっぱりその効果は大きかったと考えるが、いかがというふうに考えておりますでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 今回の市報の連載企画の効果でございます。持続可能な行財政運営の実現に向けた取組といたしましては、今般の市報の連載企画を通して、多くの市民の皆様様に、将来に向けて必要な取組を知っていただき、御理解いただきながら進めていくことができるものと考えてございます。また、広報の視点からは、実際の市民生活をイメージできるような手法で、市の取組を会話形式で紹介したことや、漫画の要素を取り入れた、装飾を施した記事のレイアウトなど、これまでになかったような仕掛けもありまして、伝わる広報に取り組んだという、こういった点で情報の共有化の効果が非常に大きかったものと考えております。

今後、他の情報発信手段の活用においても、積極的にこうした視点で取り組んでいきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） 今回、市報において、あのような形で取り上げて、具体的に多くの市民の皆さんから反響をいただいたということでもあります。私のところにも、よかったよということでお話はありましたけども、その中で、世代間のもう少しこう、いろんな世代があってもいいんじゃないかという意見がありました。それにつきましては、今後、参考にしながら、より一層、具体的にあんな形で広報していければというふうにも思っております。

それで、質問があった持続可能な行財政運営、経営ということでもありますけど、前にも全員協議会の中でもお話しさせていただいたと思いますけども、その持続可能な行財政運営ということ、私自身は将来市民の選択肢を制限したり、奪うことなく、現在市民の要望を最大限に満たすことが可能になるようにしていくことというふうに私自身は捉えております。

これからも、そういう思いで進めていかなきゃいけないのかなというふうに思ってますし、今年のニュースでありますけども、京都市の市長さんが、このままでは10年以内に財政は破綻しかねないというふうなニュースがあったというふうに、そしてその中で国の基準や他都市水準を上回っているものは、聖域なく見直したいという発言もあったと、ニュースの中にありました。そして、既に20年ほど近く前に、京都市では、ここに書いてあります財政調整基金が枯渇したと。そして、現在、借金の返済の基金である減債基金を取り崩して対応しているというふうなお話も載っていました。

やはり厳しい状況になってしまったということでもありますけども、発表された行政改革案では、職員の給料、あるいは人数を削減するということや、もう一つですね、事務事業や補助金の見直しというのが入ってございました。先ほど国基準や、他都道府県ということになるかと思いますが、基準を超えたものについては全てなくすというふうなことであります。やっぱり将来のことを考えながらやっていくということが、いかに大切なのかなと。10年、20年先ということですから、まだなかなかそこまで見ながらという考え方はないんじゃないかなと思いますけども、やはり東大和市も今のままですと、そういうふうな可能性があるということ、時代はどんなふうに変化しても対応できるような、そのような行財政運営をしていきたいということで、結構シビアにやっていきたいなと思いますし、これからも多くの皆さんの協力をいただきながら、進めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 市長、ありがとうございました。持続可能な、本当に東大和市のためにやっていくことは皆さんで協力していくということ、それに対してやっぱり市民の皆さんに取り組んでいくこと、丁寧に御理解いただくという、最後一番、大事なというふうに思っておりますので、今後ともどうぞ引き続きよろしく願いいたします。

御丁寧に皆様に御答弁いただきまして、ありがとうございました。これで終わりたいと考えますが、今回の市報の連載記事につきましては、企画財政部の視点から言えば理解を得ながら、政策を推進するという視点と、それから秘書広報の視点であれば、伝わる広報を実践する視点という形で、両面の新たな取組であったというふうに思っています。今回の市報の連載企画の取組には、答弁もいただきましたが、実際の市民生活をイメージできるような手法を、市の取組を紹介したことや、漫画の要素を取り入れた装飾を施した記事のレイアウト

など、これまでになかった視点に取り組んだことにより、まずは市報を読む際に目に留まり、読んでみてそしゃくをしやすかったとの声を、シニアの諸先輩方、また市民の多くからいただきました。私も大変うれしかった思いがあります。全く同じ市報の紙面を使用しながら、どうしたら市民の目に留まり読んでいただけるか、最初の大切な入り口ですので、その観点から皆様、取組は大変によかったのではないかとこのように考えています。

それから、また市長のリーダーシップの下、民間企業や大学等と数多くの連携協定を締結し、経費をかけずに効果を生む努力の取組から生まれたポスター、2つあったと思います。「すみません多摩湖は東大和のものです」のポスターと、「弾痕の数だけ悲しみがある。次世代への継承を。」のポスターも、東大和市の有能な職員さんにプラスをして、連携協定を結んだことによる効果として、東大和市にとって魅力となる地域資源を多くの市民に知っていただく機会となり、東大和市の認知度向上につながっているのは間違いないというふうに思っています。

先日、民間のテレビ番組にこのポスターが紹介され、太文字で東大和市の文字が画面上に少し長く映っていたのは大変誇らしく、翌日、私もたくさんの方に御連絡をいただいて、ポスターの効果というのは本当にあるんだなということに改めて感じたところでございます。東大和市の政策集団、個別事案検討チームに代表されるように、市長、理事者の皆様が少しずつまいてきた種は花を咲かせてきているというふうに思います。これからも、正面からのみ見てきた視点を少し変えるだけで、経費をかけずとも素晴らしい効果を生み出せることもあると思っています。経費ばかりにこだわるのではなく、やはり皆で知恵を出し合って、みんなで汗をかくということ、引き続き今後ともその視点からの取組をお願いをさせていただきます、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、私が質問させていただくのは、市の公共施設について、市の用途地域についての2点であります。

まず、市の公共施設について。

①市の公共施設の現状について。

アとして、市内公共施設の老朽化に対する認識は。

②東大和市公共施設再編計画について。

アとして、まちづくりにおける本計画の位置づけは。

イとして、本計画が目指す目標と実現に向けた手だては。

大きな項目、2番として、市の用途地域についてであります。

①市の用途地域の現状について。

アとして、市内における各用途地域の割合は。

イとして、現在の用途地域となった沿革・背景は。

②として、将来的な用途地域の変更について。

アとして、まちづくりにおける用途地域の変更に対する市の認識は。

イとして、用途地域を変更するために必要な手続は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内公共施設の老朽化についてであります。建築系の公共施設につきましては、延べ床面積の75%以上が築30年以上を経過しており、老朽化が進行している状況にあるものと認識しております。

次に、まちづくりにおける東大和市公共施設再編計画の位置づけについてであります。市の最上位計画である「輝きプラン」におきましては、都市空間の形成の具体的取組の一つとして、公共施設の再編と併せたまちづくりの検討を掲げています。このことから、公共施設の再編を主眼とする本計画は、まちづくりの基本的な方針である都市マスタープランと整合を図りながら、取組を進めることとしております。

次に、公共施設再編計画の目標と実現に向けた手だてについてであります。目標につきましては、延べ床面積を約20%縮減しながら、老朽化が進行する建築系の公共施設を、市民の皆様がまちの拠点やコミュニティ形成の場として、安全で快適に御利用いただけるよう更新していくこととあります。その実現に当たりましては、多額の更新費用に対し、現時点で起債を主な財源として事業に着手せざるを得ないことから、引き続き特定財源の確保と基金への積立てに尽力してまいります。

次に、市内における用途地域の割合についてであります。用途地域の総指定面積に占める種類ごとの割合につきましては、大別して、住居系の用途地域は約91.4%、商業系の用途地域は約3.1%、工業系の用途地域は約5.5%となっております。割合の詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、用途地域の指定の沿革・背景についてであります。昭和18年8月に旧都市計画法による用途地域として、住居地域、商業地域、工業地域が指定されました。また、戦後の高度経済成長に伴う都市化などへの対応のため、新都市計画法が制定され、昭和48年11月に用途地域の全面的な見直しが行われました。その後は、都市計画法の改正等による用途地域の種類の細分化に伴う見直しなどが行われており、近年では、平成27年3月の都市マスタープランの改定後、新青梅街道の拡幅整備や、都営東京街道団地の建替事業の進捗に伴う用途地域の見直しを経て、現在の指定に至っております。

次に、まちづくりにおける用途地域の変更に対する市の認識についてであります。用途地域は、都市全体を捉えた上で、適正かつ合理的な土地利用が実現するよう定めるものであり、現況の土地利用、都市マスタープランをはじめとした上位・関連計画等の整合、地域特性などを踏まえた内容とするものであると認識しております。これらのことを踏まえて、用途地域の変更は、都市マスタープランにおいて新たな市街地の将来像などを位置づけた上で、都市計画事業の進捗状況などに応じ、適時適切に行っていくものであると認識しております。

次に、用途地域を変更するための手続についてであります。用途地域の変更に当たっては、都市マスター

プランにおいて新たな市街地の将来像などを位置づけた上で、その実現に必要となる都市基盤施設の整備内容や、関連する事業等の進捗状況を勘案することが必要であると考えております。その上で、適時適切に、法令等に基づき説明会の開催、関係行政機関との協議、都市計画審議会への諮問などの所定の手続を行うこととなっております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○まちづくり部長（田辺康弘君） それでは、私から用途地域の種類ごとの面積、割合の詳細につきまして御説明申し上げます。

第1種低層住居専用地域は約68.8%、931.1ヘクタール。第1種中高層住居専用地域は約10.7%、144.8ヘクタール。第2種中高層住居専用地域は約4.4%、59.6ヘクタール。第1種住居地域は約4.9%、66.0ヘクタール。第2種住居地域は約0.4%、5.8ヘクタール。準住居地域は約2.2%、30.4ヘクタール。近隣商業地域は約2.5%、33.6ヘクタール。商業地域は約0.6%、8.4ヘクタール。準工業地域は約0.2%、2.4ヘクタール。工業地域は約5.3%、71.9ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時 9分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思います。

市の公共施設について。

市の公共施設に関する質問については、2018年の第4回定例会において、公共施設等総合管理計画と施設の老朽化対策について伺わせていただいております。今回はその延長として、市の検討状況や老朽化対策について深掘りをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、先ほど建築系の公共施設につきましては、延べ床面積の75%以上が築30年以上を経過しており、老朽化が進行している状況にあるものと認識しているとのことでしたが、2018年に伺った際にも、同様の御答弁をいただいております。市内にある公共施設の中で、特に老朽化が進んでいる施設としてどのようなものがあるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 特に小学校、中学校の老朽化が進んでいると考えております。

昭和39年度建設の第二中学校、昭和40年度建設の第二小学校、昭和41年度建設の第一小学校と第三小学校など、築50年以上の学校は、小学校、中学校、合わせて10校あります。また、学校の次に老朽化が進んでいる施設は、築40年以上の施設になりますが、主なものとして中央公民館や、市役所本庁舎などがあります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ただいま挙げられました施設に関して、市は現在どのような老朽化対策を講じているのでしょうか。また、それぞれの施設に対して、どのような将来ビジョンをお持ちなのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 小学校、中学校につきましては、東大和市立小・中学校再編計

画に即して、適正規模、適正配置に向けた事業を行うこととしています。また、東大和市学校施設長寿命化計画に即して、順次、建て替えや長寿命化を進めていきます。学校の建て替えや長寿命化を行う際には、小中学校以外の公共施設の統合、複合化や集約化について、併せて検討するとしております。中央公民館につきましては、エレベーター更新工事、耐震補強工事、外装改修工事などをこれまで実施してまいりました。市役所庁舎については、エレベーター更新工事、耐震補強工事などを実施してまいりました。現在は空調設備更新工事を行っているところであります。中央公民館、市役所庁舎とも、今後、公共施設再編計画に基づきまして、建て替えなどについて検討していきたいと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 市長答弁の中で、市の最上位計画である「輝きプラン」におきましては、都市空間の形成の具体的取組の一つとして、公共施設の再編と併せたまちづくりの検討を掲げているとのことでしたが、都市空間の形成と公共施設の再編がどのようにマッチしていくものと考えているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 例えば、学校の建て替えに合わせて、周辺の公共施設を学校に統合することによりまして、地域の中核となる施設として、学校施設、学校敷地の有効活用を図ることで、学校を地域の交流の拠点となるような空間としていくことなどが考えられます。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市公共施設再編計画に関して、公共施設の再編というのは、具体的にどのようなことを言うのでしょうか。また、市では平成29年2月に東大和市公共施設等総合管理計画を作成されておりますが、そのことと、この東大和市公共施設再編計画との関連性というのはどのようなものなのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設の再編は、建築系の公共施設の総量を縮減し、配置の適正化を進めることと認識をしております。東大和市公共施設等総合管理計画は、公共施設等に関する現況と将来の見通しを踏まえ、公共施設等の最適化を実現するための基本方針を盛り込んだ計画です。東大和市公共施設再編計画は、公共施設等総合管理計画を踏まえ、建築系の公共施設について、老朽化対策を計画的に行い、財政負担の平準化を図るために、施設ごとに将来の方向性、対策等の実施期間と、その取組を示しております。原則として、施設の耐用年数到達の年度の前後に、老朽化対策の検討などを行う期間を設定しております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市公共施設等総合管理計画も、東大和市公共施設再編計画も、今後40年間で延べ床面積を20%縮減するとなっております。40年のうちで取り壊す施設もあれば、改築する施設、また新設する施設もあると思いますが、市では具体的にどこの施設をどのように施工していこうと計画をされているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 小・中学校につきましては、統廃合により3校を建て替え、9校は長寿命化をしていきます。これによりまして現行の15校は、12校となるものです。学校以外の公共施設は、市内を4つの区域に分け、区域ごとに小中学校の更新に合わせて、周辺施設の学校への統合を検討してまいりますが、現時点ではどの施設を統合するかなど具体的なことは定まっておりません。

なお、この4つの区域に加え、市役所庁舎敷地を中央区域といたしまして、行政機能を統合することを検討することと考えております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 公共施設に限らずですけれども、建築系のものというのは必ず老朽化が進んでいくも

のですので、計画的に必要な施設から、順次、手を加えていっていただきたいというふうに考えます。

東大和市公共施設再編計画を拝見いたしますと、公共施設等の各更新費用を合算した額は、平成27年度から令和58年度までの60年間で1,690億円と試算しているとのことですが、この1,690億円というのはどういった数値なのでしょう。40年間で現在ある公共施設の延べ床面積の20%を縮減するという計画がどこまで反映されているのか、また40年が経過した後、さらに20年かけて大規模改修や長寿命化といった手だてを考慮したものなのかどうか併せて、御説明をいただけないでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 1,690億円は、公共施設等総合管理計画の策定時に、建築系とインフラ系を含め、現在、市が所有する全ての公共施設等を現在と同じように更新をする前提で、推計をした将来の更新費の額となっております。具体的には、建築系の公共施設については、現在と同じ仕様、用途、構造や面積などを同じ状況として、建て替え及び大規模修繕を行うものと想定し、各建物の用途及び構造に応じた耐用年数を基に、建て替えの時期を設定しています。大規模改修は、耐用年数の2分の1の期間で計上しております。また全てを更新すると、どれだけの費用が必要かを推計したものでありまして、床面積の20%縮減は考慮しておりません。インフラ系の公共施設は、道路、橋梁、下水道、公園等ではありますが、種別、更新年数、更新単価を設定し、更新費を推計しています。建築系の公共施設の合計は約940億円、インフラ系の公共施設の合計は約750億円、合計で約1,690億円となります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。1,690億円が全ての公共施設を現在と同じように更新した場合に、必要とされる費用であるということは理解いたしました。そうしますと、建築系の公共施設の延べ床面積を20%縮減するということは、それだけで単純計算ですけれども、約340億円は浮いてくるのかなというふうに思うわけですが、そこでお尋ねいたしますけれども、東大和市公共施設再編計画では、40年間で市内の建築系公共施設の延べ床面積を20%縮減させることとの関連性というのは何かあるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 繰り返しになりますが、1,690億円は建築系とインフラ系の公共施設を合わせた更新費を推計したものであります。延べ床面積の20%の縮減目標は、建築系の公共施設に係るものであります。建築系の公共施設の更新費用は、現在と同じ仕様で、建て替えや大規模改修を行うものと想定し、60年間で約940億円と推計いたしました。1年当たりの平均額では、約16億円の更新費用が必要となり、対しまして充当可能な工事請負費の実績が約7億円でありましたことから、年平均で約9億円の不足が見込まれると推計いたしました。計画期間の40年後の人口が約17%減少するという推計を勘案いたしまして、将来の人口減少率に応じたサービス維持を図るため、ここでは3つの取組を掲げております。

1つ目は、施設の集約、複合化などの実施によりまして、総量、床面積の20%縮減の取組であります。これによりまして、年約3億円の財政負担軽減を図ります。

2つ目は、縮減した施設面積の維持管理費用の縮減分、これを既存建築物の更新費用の財源の一部に充当するという取組でありまして、年約5億円の財源化を見込みました。

3つ目は、省エネルギー対応等による維持管理費用を節約することによりまして、節約効果額を更新費用の財源の一部に充当する取組であり、年約1億円の財源化を見込みました。

以上、3つの取組により、不足する年約9億円を補い、行政サービス水準を著しく低下をさせずに、施設の機能を維持することといたしまして、床面積の20%の縮減を市の目標縮減率としたものであります。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) 分かりました。そうしますと浮くであろうという費用が、先ほどの約340億円ではなく、大体約190億円ぐらいなのかなというふうに理解できるわけであります。今の御答弁の中で、施設の集約、複合化等の実施による総量床面積の20%縮減の取組で、年間約3億円の財政負担の軽減を図るということでしたけれども、これは20%の縮減が図れた後に、効果が出てくるものと思われまので、やはりそこに到達するまでの何らかの手だてというのは、必要になってくるのではないかなというふうに思う次第であります。そういったところもしっかりと計画を立てて、進めていただくことを要望したいと思います。

さらに、この実現に向けた手だてとして多額の更新費用に対して、現時点で起債を主な財源として事業に着手せざるを得ないことから、引き続き特定財源の確保等、基金への積立てに尽力するとのことでありましたが、はっきり言ってしまうと、更新費用の全額を確保することは不可能であると言っても過言ではないように思えるのであります。この点についての市の御認識について伺います。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 建築系の公共施設に加え、道路や下水道など、インフラ系の施設を含めると、更新費用は膨大な額となります。建築系の公共施設については、国費の確保がままならぬ状況であります。また人口減少や高齢化により、市の財政状況は厳しさを増してまいりますので、公共施設更新の財源確保は大きな課題であります。公共施設は生活に不可欠な施設であり、住民サービスを提供するに当たりましては大原則となるものであります。こうした機能は、人口減少の抑制を図るためにも必要なものです。市民の皆様の協力をいただきながら、工夫と努力により更新を進めていかなければなりません。今後は人口減少に合わせた床面積の縮減、公共施設の学校への統合、土地の売払い、特定財源の確保、基金への積立て、起債の活用など、あらゆる手だてを検討してまいります。その上で、まずは学校施設の更新と、それに合わせた周辺施設の更新に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) また、今後60年間で全ての建築系の公共施設、インフラ系の公共施設を更新した場合にかかる費用が1,690億円、また建築系だけでは940億円だったと思えますけれども、そのように試算をした場合に、一概にそのとおりにいかないということは十分承知しているのですが、40年間で更新を迎えるべき施設の総量がどの程度あって、そこで延べ床面積を20%縮減させて、更新等を行った場合にかかる経費がどの程度なのかを、年度ごとに算出したほうが、東大和市公共施設等総合管理計画と、東大和市公共施設再編計画との間に一貫性ができるように思えるんですけれども、市のお考えはいかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 建築系の公共施設の総量、更新費用などを年度ごとに把握できるようにすることは、公共施設等総合管理計画などの進行管理をする上でも有効に機能すると思われまますが、小・中学校の老朽化が顕著なことから、小・中学校の更新を最優先で検討することとしています。

小・中学校の更新時に合わせて、周辺施設の学校への統合などについて検討することとしておりますことから、現時点ではいつ、どの施設を更新するのか、更新の対象や更新の方法は決定に至っておりません。そのため、現時点では年度ごとに経費を算出することは困難な状況であります。

以上であります。

○10番(根岸聡彦君) 困難ではあると思えますけれども、やはり一つ一つの公共施設、建てたときから老朽化が始まっていくわけですので、そういった計画も必要ではないかなというところで、できる限りにおいて御尽力をいただきたいと思えます。

建築系の公共施設の更新にかかる費用が約940億円、インフラ系の公共施設も含めた更新費用が1,690億円と、

こういうことで1,690億円を60年間で単純に割ると、年間28億円という数値になるんですが、更新費用に充当可能な財源の見込額は9億円と試算されているとのこと。この9億円の根拠について教えていただけますでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画の策定時に、市の公共施設に係る工事請負費の1年当たりの平均額を基に、更新費用に充当可能な財源の見込みといたしました。建築系の公共施設が約7億円、下水道を除くインフラ系の公共施設の合計が約1億円。下水道管渠の建設等に使用される投資的経費は約1億円、合計で9億円と試算したものであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

東大和市公共施設再編計画の財政に関する展望のところで、「現在保有している全ての公共施設等の老朽化に対応する更新費用を確保することは、今後は非常に厳しくなるものと見込まれます。」と記されております。高額な施設の更新費用が発生するのはいつ頃で、それまでにどの程度の財源確保が必要なのかは把握しておかなければ、計画そのものがスムーズに進んでいかないと考える次第でありますけれども、市の御認識はいかがでしょうか。今考えている具体的な財源確保の方法があれば、それも含めて御説明をお願いいたします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現在、施設の老朽化対応といたしまして、建て替えや長寿命化改修の具体的なスケジュールを示しておりますものは、学校施設長寿命化計画があります。そこでは、令和7年度から令和19年度まで、12の小・中学校の建て替えや長寿命化改修が連続して行われることを示す図が掲載されております。令和8年度から令和18年度までの11年間は、学校の建て替えや長寿命化改修にかかる費用といたしまして、1年当たり約15億円から20億円を超えるようなコストを示すグラフが示されております。

次に、令和27年度から令和31年度までの5年間は、建て替え工事にかかる費用として、1年当たり約15億円から、約30億円のコストを示すグラフも示されているところであります。また、学校の建て替えなどに合わせて周辺施設の統合、複合化や集約化を検討することとしておりますから、それにかかる費用も必要となっております。公共施設の再編計画においては、学校の工事が集中する2つの時期の間に、令和17年度から令和23年度に市役所庁舎の建て替えの検討を行う予定を示しております。高額な施設の更新費用が発生する時期といたしましては、ただいま申し上げました学校の建て替えや長寿命化が連続する期間、また市役所庁舎建て替えなどの時期などがあると見込んでおります。財源確保の手だてであります。現時点では起債を主な財源として事業に着手をすること、特定財源の確保に努めること、基金への積立てに尽力すること。また、借地に設置をしている施設は、可能な限り市有地への移設を図り、歳出抑制をすること。未利用となった市有地については、定期借地による有効活用や売却等により、歳入確保を図ることなどが考えられるところであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市公共施設等総合管理計画も、東大和市公共施設再編計画も長期の計画であります。建築系公共施設は、建てたときから老朽化が始まるものであり、時間の経過とともに様々な手入れが必要になることは間違いないものと考えられるのですが、東大和市公共施設再編計画において維持していかなければならない施設、規模を縮小していく施設、将来的になくしていく施設といった線引きは行われているのでしょうか。また、それぞれに該当する施設としてはどのようなものがあるのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設再編計画におきましては、維持、縮小、廃止などについて具体的な施設は定めておりません。施設の老朽化への対応といたしましては、小学校、中学校を最優先で

更新の検討を行ってまいりたいと考えています。その上で、小・中学校の更新の際には、小・中学校以外の建築系の公共施設を統合、複合化や集約化をすることについて検討するとしています。今後、小学校、中学校の更新に合わせて、周辺施設の統合について具体的に検討してまいります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

その公共施設の維持管理に係る計画は長期にわたるものとなるため、それぞれの施設において、いつ頃、修繕が必要となり、いつ頃に更新が必要となって、そのための財源として幾ら必要になり、どのようにして財源を確保していくのかといった計画性が求められると思うのですが、市ではこの点に関してどのようにお考えでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 現在はできておりませんが、議員からただいま御指摘をいただきましたように、建築系の公共施設の各種設備について、不具合を未然に防止をするため、計画的に設備の修繕、あるいは更新を行っていくことは必要であると認識をしております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、そういった計画をしっかりと立てて、取組を進めていっていただきたいというふうに思います。建築系の公共施設の延べ床面積を20%縮減するという事は、当然そこに施設の廃止や統合といったことが行われると推測されるのですが、先ほども御答弁にありましたけれども、その施設の統廃合で学校のほうに集約をすると言ったところですが、近隣住民や施設の利用者には十分な配慮が必要になってくると思います。計画の進め方についての市の考えを伺いたいと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） 近隣住民や施設の利用者との関係ということでございます。施設の統合等に当たっては、市民の皆様と情報を共有し、御意見を伺いながら事業を進めていきたいというふうに考えております。この更新というのは、公共施設による市民サービスの提供という観点では、施設が利用者に対して安全な状態を確保すると、それからまた快適な状態で使用できるようにするといったことが肝要でありまして、そういう趣旨で更新をしていくこと。また、そうなりますと建て替え等が中心になりますので、膨大な予算が必要になるということでもあります。今後の高齢化や人口減少、財政状況が厳しくなっていく状況を見ますと、なかなか厳しい面もございまして、また国庫補助もですね、現時点では、さほどこう、期待ができない状況がございます。そういった点から、効率的な進め方が必要になってきておりまして、人口の減少、先ほど課長から答弁がありましたように、17%減っていくというようなこともございますので、今のフルスペック、そういうものはそもそもどうなのかという考えもお示ししながら進めていきたいと思っております。

また、学校への統合ということになれば、新しい可能性、学校との連携といった、そんな可能性も生じてくると。様々なことを、地域の皆様と情報を共有しながら、地域の拠点となるような施設を目指していきたいと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、そのように進めていっていただきたいと思います。やはり利用者であるとか、近隣の住民の方々の意見というものは非常に大切なものであり、軽視してはならないものと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

様々、伺わせていただきましたけれども、重要なことはまず施設を統廃合することによって、近隣の住民や施設の利用者に対して新たに大きな負担や不便をかけないこと。そして、それが市民に十分理解されているこ

と。綿密な計画の下、しっかりとした財源計画が担保されていることだと思っています。学校の建て替えには約10億円から13億円、市庁舎の更新には約30億円から35億円かかるということが、前回、伺ったときに確認しております。そういった財源を確保することは簡単なことではありませんので、しっかりとした計画の下で進めていっていただきたいと思います。

60年間で今の施設を同じように更新したら、1,690億円が必要になるということ。今後、40年間で建築系公共施設の延べ床面積の20%の縮減を目指すということが述べられておりましたが、方向性は一定理解できましたので、市民との対話を十分に重ねながら、計画の進捗が目に見えるように、そして先立つものがなければ立派な計画も絵に描いた餅になってしまいますので、財源の確保も併せてしっかりと進めていただくことを期待して、最初の質問を終わりたいと思います。

それでは、市の用途地域について伺います。

まず、基本的なことを伺いますが、用途地域とはどのように定義されるものなのでしょうか。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 用途地域は、都市計画法第8条に規定する地域地区の1つであり、地域における住居の環境の保護、または業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うものであります。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

次に、まちづくりにおいて、用途地域はどのように決定され、運用されるものなのでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 用途地域は、現況の土地利用状況、都市マスタープランをはじめとした上位関連計画等との整合、地域特性などを踏まえて指定するものです。建物の用途の制限と併せて、建物の建て方のルールなどを定めることにより、市街地における計画的な土地利用が図られるものです。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 先ほども御説明をいただきましたけれども、市内に適用されている用途地域が、現在の指定に至った理由や背景について、もう少し詳しく御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 本市では、昭和48年11月に用途地域の全面的な見直しが行われた後、平成8年5月に都市計画法の改正等による用途地域の種類の細分化に伴い、12種類のうち、10種類の用途地域が指定されております。平成27年3月の都市マスタープランの改定後は、平成29年5月に新青梅街道の拡幅整備の進捗に伴い、沿道の適正かつ有効な土地利用の誘導を促すことなどを目的に、沿道の第一種低層住居専用地域などを準住居地域に変更しております。また、平成29年7月に都営東京街道団地の建替事業の進捗に伴い、団地のおおむね中央部において、生活支援機能等の立地を誘導することなどを目的に、第一種中高層住居専用地域を第一種住居地域に変更しております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 先ほどお示しいただいた用途地域の割合と面積に関しまして、近隣商業地域が2.5%、

商業地域が0.6%とのことでした。この2つは、市内のどの辺りに位置しているのでしょうか。また、近隣商業地域と商業地域とでは、どのような点が異なっているのでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 近隣商業地域につきましては、玉川上水駅周辺や青梅街道、用水北通り、富士見通り等の沿道の一部などに指定されております。商業地域につきましては、東大和市駅周辺及び上北台駅周辺に指定されております。また、近隣商業地域と商業地域において、建築物の用途の制限に関する大きな違いはありませんが、目指すべき市街地像や、周囲の用途地域の指定状況、都市基盤施設の整備状況等を踏まえて、それぞれ選定されるものであると認識しております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） これからは、その市内の商業地域や近隣商業地域に関することについて伺っていきたくと思いますが、商業地域や近隣商業地域というのは、東大和市にとってどのように位置づけられており、今後どのように運用していきたくとお考えなのでしょうか。また、先ほどの御答弁の中で、目指している市街地像に照らして、どちらがふさわしいか判断するとのことでしたが、その基準というのはどのようなところに置かれているのでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 法令等において、商業地域は、主として商業、その他の業務の利便を増進するため定める地域として、近隣商業地域は近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを、主たる内容とする商業、その他の業務の利便を増進するため定める地域とされております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど市内の商業地域と近隣商業地域の位置について御答弁をいただきましたが、商業地域、近隣商業地域に指定されているエリア、場所というのは、「輝きプラン」や、都市マスタープランにのっとった、市が目指している市街地像に照らした場合、どのように評価されているのでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 商業地域及び近隣商業地域は、現在の都市マスタープランで示した将来像に対応した地域にそれぞれ指定されております。「輝きプラン」では、駅周辺における魅力的な拠点形成などを位置づけており、今後の都市マスタープランの改定において、新たな市街地像等について検討していくものと認識しております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど近隣商業地域の割合が2.5%、面積が33.6ヘクタール、商業地域の割合が0.6%、面積が8.4ヘクタールとの御答弁をいただきましたが、近隣他市、例えば東村山市、立川市、小平市、国立市、武蔵村山市の状況はどのようになっているのでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 初めに、近隣商業地域の割合及び面積について約を省略してお答えいたします。東村山市の割合は3.2%、面積は54.6ヘクタール。立川市の割合は1.9%、面積は40.5ヘクタール。小平市の割合は1.5%、面積は31.4ヘクタール。国立市の割合は4.4%、面積は34.1ヘクタール。武蔵村山市の割合は1.7%、面積は23.9ヘクタールとなっております。

次に、商業地域の割合及び面積について約を省略してお答えいたします。東村山市の割合は1.6%、面積は27.0ヘクタール。立川市の割合は6.2%、面積は128.3ヘクタール。小平市の割合は1.8%、面積は37.6ヘクタール。国立市の割合は1.2%、面積は9.4ヘクタール。武蔵村山市の割合は1.4%、面積は20.8ヘクタールとなっております。

以上であります。

○10番（根岸聡彦君） これらの近隣他市と比較した場合の東大和市の状況については、どのように評価をしているのでしょうか。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 近隣他市の状況につきましては、立川市、東村山市、小平市などの駅周辺等におきまして、にぎわいのある拠点の形成を目指した都市づくりが進められており、中心市街地の活性化が図られてきていると認識しております。近隣他市の各地区における都市基盤の整備と合わせた商業などの都市機能の集積の手法などの事例を参考に、今後の都市づくりについて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

東大和市の現状は、約90%が住宅専用地域、あるいは住居地域となっております。これは市内に居住する方々が、他市の商業地域にあるお店に行つて、お金を落としていくという構図になっているのではないかと予想できるのですが、東大和市の産業振興という観点から、東大和市というまちの将来像を考えたときに、商業地域、または近隣商業地域を拡充していくことは、大きな意味があると思ひますが、これらの地域がどうあるべきとお考えでしょうか。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 市としましては、駅周辺などの拠点において、将来像を捉えて、商業などの都市機能の集積を目指し、土地利用の高度化などを図る都市計画手法の活用を検討することとしており、議員御指摘のような用途地域の見直しにつきましても、その選択肢の一つになるものと認識しております。以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今回の質問と重複、前の質問と重複した形になるかもしれませんが、人口減少が問題となり市税収入の増加がなかなか見込めず、ふるさと納税においても持ち出しのほうが多いという現状を考えると、商業地域や近隣商業地域の割合、面積を増やして、他市から東大和市に来てお金を落としてもらうということは、市財政の面からも重要な施策の一つとして、実践していかなければならないと思ひますが、市の御認識はいかがでしょうか。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 先ほどお答えした検討などを通じまして、都市の価値の向上を図り、持続可能なまちづくりの推進につなげていきたいというふうにご考慮しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ぜひ、検討していただきたいと思ひます。

産業振興には、商業地域や近隣商業地域を増やしていくことが大切な要因であることは理解されていると思ひますが、だからといって簡単に用途地域の変更を行うということは、そこに住んでいる方々が混乱するだけだと思ひます。先ほどの市長答弁では、用途地域の変更に当たっては、都市マスタープランにおいて、市街地の将来像などを位置づけた上で、その実現に必要な都市基盤施設の整備内容や、関連する事業等の進捗状況を勘案することが必要であり、その上で適時適切に法令等に基づき、説明会の開催、関係行政機関との協議、都市計画審議会への諮問などの所定の手続を行うと述べております。用途地域の決定、変更には市街地の将来像の位置づけが必要とのことですが、当市において市街地の将来像というのはどのように位置づけられるのでしょうか。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 当市の各地域における市街地の将来像につきましては、都市マスタープランなどの改定において、関連計画等々の整合を図った上で、地域特性、土地利用の状況、都市基盤施

設の整備の方針などを踏まえた検討を行い、その位置づけを行うこととなります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） はい、分かりました。

また、その用途地域の変更に際して、市長答弁の中で様々な手続を踏んでいくことの必要性を述べておられました。用途地域が変更されるまでの具体的な流れについて、もう少し詳細に御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 用途地域の変更に係る法令上の手続の詳細につきましては、都市計画法及び東大和市街づくり条例において、原案に関する説明会等の開催、並びに公告・縦覧及び意見書の受付、案に関する説明会等の開催並びに公告・縦覧及び意見書の受付、東京都への協議、都市計画審議会への諮問などを経ることとなっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 用途地域の変更に際してですが、注意しなければならない点として、どのようなことが挙げられるでしょうか。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 用途地域の変更に当たっては、現況の土地利用、都市マスタープランをはじめとした上位関連計画等との整合、地域特性、都市計画事業の進捗状況のほか、道路の整備状況、土地利用の動向、幹線道路と沿道の土地利用との調和、円滑な道路交通の確保などについて留意する必要があると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現在、都市マスタープランの改定作業を行っていると同様でございます。それに併せて用途地域の変更はあるのでしょうか、またあるとしたらどのような用途地域への変更が考えられるのでしょうか。

○まちづくり部長（田辺康弘君） 都市マスタープランは、都市全体を捉えた上で、目指すべき市街地の将来像を示すものでございます。所定のプロセスを経て、今後、新たな市街地像が位置づけられた際には、都市計画事業の進捗状況などに応じまして適時適切に、当該市街地像に対応した用途地域に変更していくものであるというふうに考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

様々な点において、いろいろと確認ができたというふうに思っております。用途地域がそれぞれの地域において描かれる市街地像に基づいて指定され、最適な都市空間の形成に非常に大きな意味を持つということが理解できたように思います。私は、東大和市が今後さらに発展し続けていくためには、商業地域を拡充させ、そこににぎわいを創出し、他市から人々が集うような市街地を形成していくことが、非常に重要であると考えております。他市と比べて商業地域に指定されているエリアが少ないのではないかとということも感じているところではあります。潤いのあるまちをつくっていくためにも、ぜひ商業地域の拡充を念頭に都市開発をしていただくことを御検討いただいて、さらに東大和市の発展のために寄与していただきたいということをお願いし、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（関田正民君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

初めに、1、歩道及び道路の整備について伺います。

道路には、歩道も含まれますが、あえて歩道及び道路の整備としました。ここでは、車道の整備と歩道の整備に分けてお伺いします。

市は、令和2年から3年まで、2年間かけて車道の点検調査を行っています。車道については、計画的に補修を行っていくとしていますが、歩道についてはどのような計画を持って修繕をしていかれるのでしょうか。高齢の市民の方から、歩道の凸凹や段差が危険で、本来なら歩道を歩きたいが、歩道のない、車も通る狭い道のほうを利用しているとお声を頂きました。

そこで、改めて御指摘いただいた歩道を、車椅子の方と一緒に歩いて点検しました。そのほか、市内の歩道についても調べました。障害があっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちは、子供から大人までどなたにとっても暮らしやすいまちです。安心して歩けるよう、バリアフリーのまちのために、以下の点を質問いたします。

①市内道路の点検調査の結果と今後の修繕の進め方について。

②安全に歩ける歩道の整備について。

次に、2、コロナの対応について伺います。

コロナ禍も2年半を超え、この間、保健所や医療関係の方々、市の職員の方々の対応に心より感謝をいたします。特に第7波に入ってから、市内の1日の感染者が毎日100名を超えるなど、感染者の累計が8月31日には、市内1万3,000人を超えました。市民の15%以上の方が感染した計算になります。このような中、市の役割のワクチン接種、食料品、日用品の配付や、各種給付金の手続などは滞ることなく実施していただいております。しかし、コロナにかかった場合、あるいは発熱した場合、どこにどう連絡したらよいのか知りたいとき、市のホームページ上ではなかなか情報にたどり着けません。感染者が急増した6波、7波では、かかりつけ医にも連絡が取れない、何回も電話をしてもつながらない、検査の予約が取れても数日後になってからだ。市内では検査ができず、隣の市まで行ったなど、体調が悪い中、苦勞したという方々があります。いざというときどうすればよいか、どこへ行けば検査、治療ができるのか分かるようにしていただきたいと思います。

そこで、以下、質問します。

①発熱した方への情報提供や調査等の対応について。

あわせて、②無症状者や濃厚接触者の検査について伺います。また、一般会計において、昨年度の国庫支出金も100億円を超えました。災害時レベルの市政運営となっています。このような事態に対し、自治体としてどのように対処したのかを、後々、伝えられるよう記録に残している自治体があります。

そこで、③新型コロナウイルス感染症に係る対応の記録を作成している自治体がありますが、当市でも記録作成をすればいかがでしょうか。

3点目として、水害対策について伺います。

今年の7月には東北地方で雨が続き、河川の氾濫がありました。日本中どこかで、これまでも経験したこと

がない大雨が毎年のように降っています。当市では、2019年、台風19号により土砂崩れが起きました。大雨による被害は現実のこととなりました。もし、線状降水帯がかかり、大雨が降り続いた場合、私たちはどのように避難行動を取ればよいのか、機会をつくって繰り返し確認する必要があると考え、質問に取り上げます。

①浸水や土砂災害への備えについて。

②ハザードマップについて。

ア、避難する場合、どの方向へ避難するか、表示できないか。

イ、浸水の影響が少ない集会所を避難所に指定できないか。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。

再質問については自席にて行います。よろしく願いいたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、市内道路の点検調査の結果と今後の修繕の進め方についてであります。令和2年度及び令和3年度で実施しました、路面性状調査におきまして、全体の調査延長の5.3%ほどが、修繕が必要な段階にあるという結果が出ております。今後につきましては、令和4年度末に策定予定の舗装修繕計画に基づきまして、修繕の優先順位の高い路線から舗装補修工事を実施していく考えであります。

次に、安全に歩ける歩道の整備についてであります。都市計画道路や市道第6号線富士見通りなど、新設または再整備を行いました歩道につきましては、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、整備を進めてまいりました。今後につきましても、引き続き同様に、歩道の整備を進めてまいります。なお、既存の歩道への対応につきましては、歩行者等に配慮した維持補修を行っていくとともに、劣化箇所の補修に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスへの対応としまして、発熱した方への情報提供や検査等についてであります。発熱などにより、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の検査につきましては、まずはかかりつけの医師に相談していただくことをお願いしております。また、かかりつけの医師がいない場合や、かかりつけの医師が休診の場合などにつきましては、東京都発熱相談センターが、医療機関を紹介してくれることを、市の公式ホームページなどを活用し、市民の皆様に周知を図っております。

次に、無症状者や濃厚接触者の検査についてであります。東京都では、濃厚接触者で無症状の方につきましては、発症への備えと医療機関の混雑緩和を目的として、抗原定性検査キットの無料配付を実施しております。また、感染の有無を確認したい無症状の方に対しましては、東京都のPCR検査等無料化事業としまして、市内11か所でPCR検査または抗原定性検査を受けることが可能となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る記録の作成についてであります。新型コロナウイルス感染症につきましては、オミクロン株の変異による感染拡大を繰り返していることから、国におきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始するとしております。このような状況から、市民の皆様への命と健康を守る対策として、ワクチンの接種を最優先とした感染症対策を進めることが重要でありますことから、記録の作成につきましては、今後、東京都や近隣自治体の状況などを確認していく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、浸水や土砂災害への備えについてであります。風水害に強いまちづくりや円滑な避難所の開設及び運営とともに、市民が浸水や土砂災害のリスクを把握し、適切な避難行動を取ることが、水害への備えとして重要であると考えております。市では、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップを全戸に配付するとともに、市公式ホームページに掲載して周知を図っているところであります。

次に、ハザードマップにおける避難の方向を指示する表示についてであります。水害は様々な状況が考えられるため、一つの避難ルートのみを示すことは、かえって危険な場合も考えられるところであり。また、最近では、避難所への避難に加え、自宅の上の階への避難や親類宅への避難など、分散避難と言われる多様な避難が認められております。このため、避難方向をあらかじめ指示することは考えてはおりません。

次に、集会所を避難所に指定することについてであります。新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の運営においては、十分なスペースの確保や、ゾーニングの導入など、避難所として使用する面積が拡大をするため、一定の施設規模が必要となります。このため、現段階では、集会所を避難所として指定することは考えてはおりません。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず1点目の歩道及び道路の整備について、市内道路の点検調査のことについてお伺いします。

こちらの調査は、道路の路面の性状調査だというふうに聞きました。そして、今の御答弁でも、5.3%が修繕が必要な状態というような結果が出ているということなんですが、この調査の結果について、簡単にどのような調査だったかということと、それから調査の結果について、ホームページ上などで公表されているのか、お伺いします。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 市長答弁でもございましたように、令和2年度に新青梅街道の以北の舗装道路、また令和3年度に新青梅街道以南の舗装道路の調査を行いました。この結果でございますが、令和3年度末の市内の全体路線延長ですが、1,243路線ございまして、総延長が212.1キロメートルです。今回、調査しましたのは、砂利道を除きます舗装道路の943路線と、調査した路線延長は184.3キロとなっております。この調査結果でございますが、判定区分を1の健全、2の表層機能保持段階、こちらは劣化の程度が中レベルとなっております。それから、3の修繕段階の3つに分かれてございます。

この調査結果でございますが、調査延長は227.8キロメートル、先ほど184.3キロと申しましたが、幹線道路の2車線分がございまして、調査延長としては227.8キロメートルとなっております。

まず1の健全でございますが、このうちの169.5キロメートルが健全で、その比率は74.4%となっております。2の表層機能保持段階は46.3キロ程度で、その比率は20.3%となっております。修繕段階が12.0キロで、5.3%という結果が出てございます。今後の公表するかどうかというところでございますが、舗装修繕計画がまとまるのが今年度末ということで、この計画を取りまとめた際には、概要版の公表について検討したいと思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 調査の結果、今年度末までに修繕計画をつくっていくということなのだと思いますけれども、その計画に基づいて今後修繕をしていくと思いますが、この修繕、今回の5.3%が修繕必要というところも受けて、今後、修繕していくと思いますが、その補修が終わるには、どれくらい期間がかかるのかということをお伺いしたいと思います。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 先ほど申し上げましたように、舗装修繕計画が取りまとめられていない段階では、確定的なことはまだ言えることはできません。一概には言えることではございませんが、仮に毎年2路

線、もしくは3路線の整備を行ったとしても、10年以上はかかるのではないかと、そのような可能性がございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) これから修繕、補修をしていくのに、ある程度時間がかかるということが分かりました。このような車道の点検の調査というのは定期的に、これまでも行ってきたのか、今後行うのか、調査についてお伺いします。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) この調査でございますね、国土交通省の舗装点検要領に基づく調査で実施してございまして、こちらにつきましては、5年に一度調査をしなければいけないということになってございます。これは国の補助金をもらうためには、5年に一度調査をして、5年ごとに更新して、整備を行っていくというようなところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それから、5年に一度、また調査をしていくということだと思いますけれども、その間にも、住民の方からここを直してよとか、ここが危険じゃないかというような要望なども出てくるかと思えますけれども、そういったことについては、その計画に事前になかったようなところについては、どのように対応していくのかお伺いします。

○土木公園課長(寺島由紀夫君) 市民等から御要望の対応ということでございますが、部分的な箇所の舗装要望につきましては、舗装修繕を必要と判断した場合は部分舗装を行ってまいります。また簡易な補修であれば、市職員による応急的な補修となります。路線全体の舗装要望については、舗装修繕計画が策定されれば、その計画に基づき実施していくこととなりますが、計画による舗装修繕の時期が近い場合は、最小の補修範囲として、先行して部分的に補修することになるかと思われます。なお、計画による舗装修繕の時期が数年以上先になる場合や、緊急的に舗装修繕を広範囲に行う必要がある路線につきましては、修繕計画とは別に補修することも考えられます。補修をした場合には、舗装修繕計画から除外するようなことになると想定してございます。

以上でございます。

○議長(関田正民君) ここで5分間休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時23分 開議

○議長(関田正民君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番(実川圭子君) それでは、再質問させていただきます。

先ほどは道路の点検調査などについてお伺いしましたけれども、先に行きまして、歩道の点について、今度はお伺いしたいと思います。安全に歩ける歩道の整備ということで、今回、質問をしようと思ったのは、歩道の改修、歩道についてはバリアフリーのまちづくりの基本なのかなというふうに感じています。今回、やまも通り、武蔵大和駅から新青梅に抜ける通りですけれども、そのところを実際に、車椅子の方と一緒に調査をしてみました。歩道の幅は、あそこはかなりこう広く取ってあって、街路樹も整備されているので、一見するととてもきれいに整備されているなというふうに見えるのですが、実際に歩道の表面が、舗装材がかなり劣化して砂利が浮き上がっていたりとか、その凸凹が著しいところがありました。

また、1部分ずつ、部分補修をしているところが、かえってこうガタガタになっていたりと、あとは車が

出入りするところと、ほかのところと素材が違うところで、また段差があったりですとか、あとは傾斜があって、車椅子や高齢者の方が押す、シルバーカーなどが通りにくかったり、また水はけが悪いようなところもありました。そういった様々なところがあったので、やはりここの部分は補修が必要なのかなというふうに感じております。

そこで、お伺いしたいんですけども、やまもも通りについては築造されてから何年ぐらいたっているのかお伺いします。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） こちら市道第3号線、やまもも通りでございますが、武蔵大和駅西の交差点から、清水集会所、南の信号のある交差点までの区間でございますが、こちらは昭和59年度、60年度で道路整備しておりまして、築造後37年、38年経過してございます。その南の清水集会所、南の交差点から新青梅街道までは、平成5年度、6年度で道路整備をしておりまして、築造後28年、29年経過してございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 歩道の補修については、何年たったら補修をするとか、点検するなどの計画はあるのでしょうか。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） まず歩道の前にですね、車道について説明させていただきます。車道につきましては、東京都道路設計基準によりまして原則として10年を標準としまして舗装構造を定めてございます。ただ歩道につきましては、人や自転車程度の荷重しかかからないため、力学的根拠に基づく設計は必要とせず、設計期間、耐用期間ですね、設計期間は定められてございません。そのため舗装の劣化状況を確認した中で、改修することについて検討することになります。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 先ほど駅に近いほうで37年経過していて、その先でも、もうすぐ30年たつというような部分でございます。そういったところで、やはり道路については10年、それから先ほどの舗装のところに關しては、5年ごとに点検というような話もありましたけれども、やはり歩道についても定期的な点検や、また補修などが必要なのではないかなというふうに思います。それで、この補修についてなんですけれども、補修というか、歩道の造り方についてなんですけれども、気になった点が3点ありまして、1点は歩道の材質ですね、舗装材というか、表面の材質なんですけれども、先ほどかなり凸凹があったりとか、段差が生じるというのは、かなり劣化しているということで、そういったことが起きているところも見られます。ちょっと車道よりは、砂利の粒が粗いようなら、アスファルトが敷かれているような感じで、それが劣化すると砂利が浮き出ているんじゃないかなと思うので、そういった舗装材についてが1点。

それから、2点目は車が車庫に入るようなところが材質が違っている、コンクリートの材質になってるのと、また斜めに傾斜があるということで、そういったところで歩きづらいというか、段差があったり、傾斜があったりということで、車椅子の方とかも非常に通りにくいというようなところも見られます。

それから、3点目としては、車道と歩道の間の縁石の部分だと思っておりますけれども、歩道のほうが高くなっているふうな造りをしているところと、縁石だけちょっと出張って、歩道も車道とほとんど変わらないような位置に、最近是这样いような歩道の造り方しているのかなというふうに思いますけれども、そういったところが歩道については気になる点なんですけど、数年前に市長答弁でもありました富士見通り、新しくなりまして、あそこは非常に通りやすくなりました。そういった造り方について、どのような基準で、歩道の整備というのがされてるのか、お伺いしたいと思います。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） まず舗装の材質でございますが、東京都の建設局の道路工事設計基準に基づいてございます。歩道の舗装を大きく分類しまして、4点ほどございます。アスファルト舗装と、インターロッキングブロックなどのブロック系舗装、3点目が天然石やタイルなどの二重構造式舗装、4点目が車乗り入れ用のコンクリート舗装に分類されます。

先ほど議員のほうからございました、粒の粗いというところでございますが、こちらはアスファルト舗装で、透水性舗装となっております。当市におきましては、このアスファルト舗装の透水性舗装にするか、インターロッキングブロックの舗装にするかが一般的な区分けとしてございます。

続きまして、歩道が高くなっている箇所、また低い箇所というところで、どのような基準かというところでございますが、歩道が車道面より15センチ、もしくは20センチ程度高くなっている歩道は、マウンドアップ形式と言います。歩道が車道面より少し高い歩道は、セミフラット形式と言いまして、市道第6号線、富士見通りで採用されているような歩道でございます。マウンドアップ形式につきましては、東京都の旧設計基準に基づき施行したものでございまして、当時はセミフラット形式はございませんでした。現在では、東京都福祉のまちづくり条例や、東京都の道路設計基準で、セミフラット形式とすることを原則としてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） いろいろな基準があつたりとか、それも変化をされていて、やはりセミフラット方式ですか、そのほうが歩いてても、歩きやすいなどというのがありますので、そういった方向で市も今後、進めていくのかなというふうには思います。ただ、その舗装材についてなんですけれども、透水性のアスファルトを使うということなんです、それとインターロッキングブロックですか、これについては金額の差なども非常にあって、アスファルトのほうを採用するのが多いのかどうかそのあたり、今後の歩道の修繕などについても、方針などがありましたら教えてください。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 一般的な歩道の舗装については、アスファルト舗装としまして、透水性の舗装とします。これにつきましては、総合治水対策を踏まえまして、歩道舗装や雨水の集水ますなどは透水機能のあるものとするとしてございます。東京都建設局の道路工事設計基準におきましても、原則としまして透水性舗装とするとなっております。また、アスファルト舗装にするか、インターロッキングブロックの舗装にするかについての採用についてございますが、一般的には都市マスタープランなどとの整合を図った中で、必要か否かを判断して決めてございます。例えばやまも通りにつきましては、そのようなことが特に定められておりませんので、アスファルト舗装となっております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） では、マスタープランのほうも改正が進んでいるということなので、そういったところでまた変化があるのかどうか、ちょっと今の御答弁では分かりませんが、今後についても、ここで私が今回質問して、要望といいますか、感じたことですが、歩道についても車道と同じような形で、やはり定期的な点検や補修というのが、本当に必要だなというふうに感じております。また、その定期的なというか、長期的な計画で、築造してから特にその後、そのままになっているような歩道が、ほかの場所にもあるかと思えます。歩道についても、応急的な修繕はもちろん必要ですし、それから緊急的な修繕というものも必要だと思いますけれども、広範囲で、計画的に、年数がたったところについては点検をして、それで修繕をしていくということが必要なのではないかなというふうに思いますので、その点、今後よろしく願います。

車道について、10年で点検というようなお話もありましたけれども、定期的な点検をしているということが、

それ自体がやはり安全・安心につながると思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、舗装材の材質などの劣化ですとか、そういったところで、ちょっとしたところでつまずいて骨折したなんていうお話も、時々聞くこともあるんですけども、原因はいろいろあると思ひますけれども、とにかく安全で通れるということが大切だと思ひますので、その点で進めていっていただきたいと思ひます。

1点目については、以上で終わります。

続きまして、2点目のコロナ対応についてお伺ひします。

コロナの対応については、本当に日頃、様々な形で御尽力いただひてることに本当に感謝をいたします。いろんな対応というのがありますけれども、今回は検査について中心にお伺ひしたいと思います。登壇したときにも申し上げましたけれども、発熱した、あるいはコロナに感染したかもしれないって言った方が、じゃ検査をしよう、どこかかかりつけ医に行くということも、どこに相談していいか分からない、連絡していいか分からないというときに、じゃホームページ、市のホームページを確認しようといったときに、トップの最初のところのバナーですか——に今見ると、ワクチンの接種については大きく出てます。それからその後、食料品、日用品の配付についてはこちらというのもトップに出てくるんですけども、感染したときどこ行けばいいというのが、そこに出ていないということで、熱があつて困つたどうしようというようなときに、すぐにアクセスできるように、そのトップページ、トップのバナーのところに、そういった、ここに相談してください、あるいはかかりつけ医の一覧はここですよというような、すぐアクセスできるようなことができないかというのが、単純にそのようなことをお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） ホームページのほうに、議員がおっしゃっていただひたとおり、自宅療養者の支援ということと、ワクチン接種ということで、どちらも大切な市民の皆さんの命を守るような形のものでございます。今お話しいただいたように、発熱外来だったり、そのあとの抗原定性検査キットの入手、PCR検査だったりということも、大切な話ではございますが、なかなかそのバナーのほうのみでの掲載ということもなかなか、今2つ掲載しておりますので、検討の一つとして、今、議員のほうの御提案を受けさせていただいて、検討させていただきたいと考えてございます。

また、やはり入手しやすいというのは、バナーだけではございませんで、中のほうに検索入ったときにも、見やすいということ、また確実に情報の入手ができるような形、そういったところも含めて、ホームページのつくりというのを検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今、ホームページのつくりということで、おっしゃっていただきましたけれども、メニューを選んでいくような形でいくと、新型コロナウイルス感染症についてというメニューがあつて、その相談窓口というところを選んで、その後に新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口についてということで、東京都の出している図が出てくるんですけども、そこまでいくと電話相談、まずかかりつけ医に相談してくださいとか、それが分からない人は、こちらの東京都のこの窓口で電話してくださいというような図が、こう出てくるんですけども、実はそのところに小さい文字で、自治体、医師会のホームページも活用してくださいというふうに書いてあるんですね。ということは、自治体でも、ホームページで情報を載せてくださいということなのかなというふうには、私、捉えてますので、そういったところも、とにかく熱が出てヒューヒューいってるときに、ぱつと検索ができるような形にさせていただきたいと思ひます。

そして、今ホームページのことでしたけれども、市報という大切な情報伝達ツールもありますけども、市報

については、この発熱したときの連絡というか、どうしたら、どこに連絡したらいいかということが、昨年の秋頃までは市報の1面に受診相談窓口の電話番号が出てました。もうちょっと遡っていくと、発熱したらとか、感染に不安があるときはというようなタイトルがついて、こう電話番号が載っていたりしたんですけども、11月以降、私がちょっと見た限りでは、市報の1面には記載がなく、ワクチンのことは、大きく出てましたけれども、発熱の相談窓口の電話番号が載っていないのですけれども、これについて何か理由があるのか教えてください。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 確かに議員がおっしゃるとおり、昨年の秋までは、頻繁にそういった情報というのが、市報の1面のほうに掲載されてたというのは存じてございます。その後、また様々な形の年代でのワクチンの接種、こちらのほうも始まってございます。また3回目の追加接種、4回目の追加接種など、またその接種に当たりましての予約なし接種を実施するなど、ワクチンに関する情報量もまた増えてきたというところもございます。そういったことから、市報にはワクチン接種のお知らせということ、令和4年度に入りまして重点的に行ったという形でございます。

今議員もおっしゃっていただいたとおり、なかなかそこまで、なかなか紙面の関係ということもございますが、この夏の感染拡大を受けまして、掲載の時期が少し遅くなってはございますが、市報の令和4年9月1日号の3面の帯の部分に、発熱症状のある方へという形で、今回掲載のほうはさせていただいてございます。紙面の有効活用ということで発信に努めていきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 市報も、紙面が限られてますので、全てを載せるというのは難しいかと思えますけれども、少しでもあると、そこからたどり着くことができるということもあると思えますので、工夫していただいているということですので、今後もぜひその観点から、もしかかった場合、どうすればいいんだろうという市民に対して、届くような形で情報発信をしていただけたらと思います。

また、そうですね、ホームページを見ますと、かかりつけ医のところが出ていますのですけれども、かかりつけ医、市が公表しているところと、あと東京都のホームページからも確認できるんですけども、そちらで公表しているところの箇所がちょっと数が違ったりとか、情報が違ったりで、なかなかタイムリーにその情報をつかむというのは難しいのかもしれないですけども、そういったところはそごがないように工夫していただきたいなというふうに思います。

それから、今現在はいろんなところで、検査をすることがまず第一歩というか、検査の結果になって、検査結果をもって感染してるのか、その後の行動をどうするか、保健所につながるということになってくると思いますが、その検査が前提になっているということで、その検査を受けられない状況というのが、私はもう何とかならないのかなというふうに非常に感じます。東京都のほうでも、陽性者登録センターなどの工夫などもされてきていると思えますけれども、これはちょっと市で今どうこうするということは、すぐには難しいのかもしれないですけども、やはり今回の7波のようなところまで人数が増えてしまっているようなときには、やはり市内のどこかで、ここに行けば、もう発熱した方でも、どなたでもまず検査ができますよ、そこからつながりますというような形で、発熱の検査ができる場所というのを、やはり私は確保していく必要があったと、過去形でいいのかな分らないですけども、あるのではないかなというふうに感じてますので、そのあたりは今後も事態に応じてやはり考えていっていただきたいと思えます。

それでは、2番目の無症状者や濃厚接触者の検査についてというところなんですけど、こちらのほうも東京都

でPCR検査の無料検査なども行われています。市内の——御答弁でも11か所のところで、薬局などで検査ができるというふうになっているということなのですが、私がこの通告をした時点では、市のほうで、ホームページで載せていたのは、2か所だけ、こう載せていて、しかもその掲載日時が、今年の2月ぐらいでしたかね、ちょっと情報が変わってきているというところに対して、対応が難しかったのかなというふうに感じてますけれども、そういった先ほどもホームページの工夫ということをおっしゃってましたけども、この点について東京都と市のほうで、両方でいろいろ情報を出してる中で、今後、改善できるようなこととかありましたら教えてください。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） やはりホームページのほうには、最新の情報の掲載というのは必要だというふうに考えてはございます。漏れてしまった要因といたしましては、東京都のほうで、ここで様々な形で事業を展開したことにより、様々な形で変更がございました。その中で、今回、抗原定性検査キットの検査ができるようなところについては、市のほうのホームページ上では掲載ができておりませんでした。理由としましては、東京都のホームページに載せてるところから、加工をしまして市のホームページに、公式ホームページのほうに掲載をしていたということで、リンクがうまく取れていなかったということが原因でございます。現状、御指摘いただいたとおり、差が生じておりましたことは、やはりまずいという形でございますので、いけないことですので、今現状、東京都の情報を市の公式ホームページにリンクさせまして、情報の連携という形で今させていただいております。

ここでだけではなく、ほかのところも同じような状況を打開するために、今全ページ的に検査、またほかの情報、そういったところも含めて、今見直し及び修正等をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 日々対応も変わっていったりとか、感染の状況も本当に、ほとんどこう少なくなってるのところから急に増えたりということで、大変だと思いますけども、私も実際にそのPCR検査、ちょっと必要なことがありまして、受けてみようと思って調べたところ、なかなか市内で、載っていたところも、予約が必要だったり、もう検査キットがなくてここに来て受けれませんみたいなことがあったので、市外のところで受けたりはしたんですけども、そういったことが市で全てをカバーするのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、情報ができるだけ統一された形で、うまく伝えられるように工夫をしていっていただきたいと思っております。

それでは、あと3番目、新型コロナウイルスの記録の作成というところなのですが、こちら実は福生市というところで、去年の9月に作成している新型コロナウイルス感染症に係る対応報告書というのを作成しています。ホームページ上でも公開されているのですが、このような記録ですか、そういったものを当市でも、やはりこの事態というのは非常に特殊な事態というふうに思いたいですけれども、また今後、同じようなことが起きてほしくはないですけども、やはり感染症、また別な形で別なものが出てきた場合に、どのような対応ができるのかという参考にもなるかと思っておりますので、そういった、今回やられてることをまとめて、報告書というのを作成したらいいのではないかなというふうな意図で、ちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、今のところのお考えをお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） こちらにつきましては、先ほど市長のほうからも御答弁させていただきましたが、まずはワクチンの接種、また市民の皆様の生命、健康を守るということを前提に、ワクチン接種のほうは進めさせていただいております。そのようなこともありますけれども、やはりこちらのほう足跡をまとめるというようなことは、これからはやはり必要なかもしれません。また、それにつきまし

ては東京都や、他市の状況等を把握しながら今、先ほど福生市という話もいただきましたが、いいものを作られていらっしゃると思いますので、そこを参考にさせていただいて今後検討していきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 福生市では、この報告書の最初のところに、「はじめに」という言葉の中で、これまで経験したことのない様々な対策や対応を後世に残し、万が一、後年において再び同様な事態に見舞われた際の取組の参考となるよう作成するものですよというような言葉も出てました。ぜひ、こういった、今すぐ対応してほしいということではないですけども、記録を残していくというのは非常に大切なことだと思いますので、収束したときには、ああこれで終わったということではなく、しっかりまとめていただきたいと思います。

現在は本当にワクチンの接種についてや、食料や日用品の配付など本当に手いっぱいのお見受けします。昨日の補正予算の質疑の中で、担当の職員の人数についての答弁がありましたけれども、担当課長、係長、いらっしゃいますけれども、以下、人数はいらっしゃるようですけども、ほとんどが併任ということで、実働がどのくらいなのかというのも気になる場所でした。他市ではしっかりと専任の職員を配置しています。食料の配付などは、例えばほかのところに委託したりというような工夫もできると思いますので、今回、一般質問をするに当たり、様々な問題も出てきましたので、ちょっと質問とは違いますけれども、一言、言わせていただきました。

以上で、この2番目については終わりにします。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時29分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） それでは、3点目の再質問をさせていただきます。水害対策についてです。

①として、浸水や土砂災害への備えについてと挙げたんですが、市長の御答弁でも、ハザードマップを作成して周知していくというようなお話がありましたので、②のハザードマップについてのほうを先に進めさせていただいて、そのあとまた1番のほうに戻りたいと思います。

ハザードマップについてなんですけど、避難する場合、どの方向に避難するのかを表示できないかということで、質問をさせていただきました。他市のハザードマップを見ますと、その場所からどちら方向に避難するといいうか、その方向の示す矢印が示されているものを作成してるところが幾つかありました。いざというときに、どういう行動をすればよいか参考になるといって、私としてはそういった矢印の方向ができないかというふうに考えたんですけども、改めてその表示の在り方について市の考えを伺います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） ハザードマップの矢印でございますけれども、先ほどの市長答弁にもありましたように、水害による危険箇所というものは、雨の降り方ですとか、総雨量、あるいは河川の状況によりまして異なることから、避難ルートとすべきものを一つになかなか絞り込めないというような事情がございます。また、これまで避難という言葉は、自治体の開設した避難所に移動することを意味しておりましたが、令和元年の台風19号の被害を踏まえて、国のほうで検討した結果、この言葉の意味も変化いたしました。内閣府と消防庁が合同で作成したリーフレットによりますと、避難所への避難に加えて、親戚や知人宅への避難、ホテル

や旅館への避難のほか、自宅が安全な場所にあることを条件に、屋内において安全を確保することなどが紹介されております。

避難ルートとして矢印を付しますことは、他のルートを認めないかのような印象を与えて、また屋内での安全確保が可能な住民に対しても、避難所への避難を誘導してしまい、避難所における密のリスクが高まるという好ましくない事態が想定されておりますので、現段階では矢印を付すことは考えておりません。

ただ、土砂災害におきましては、一刻も早くその場を立ち去る必要がございますので、私どものハザードマップにも矢印は付しております。

以上であります。

○4番(実川圭子君) 避難の考え方が、避難所に必ずしも行かなくちゃならないということではないということが確認できましたけれども、このことについてはまた後で取り上げたいと思います。ハザードマップには、空堀川、奈良橋川が氾濫した場合の浸水区域というのが示されていて、その中に3か所ばかり避難所が含まれている。避難所のマークが含まれているんですね。そういった浸水している箇所が避難所になる可能性があるのか。この避難所の開設というのは、また必ずしもそこが開設されるとは限らないで、そのときによってどこを開設するというにもなると思いますけれども、この浸水区域の中に避難所のマークがあるということで、そこに行くのかなというふうに思っていられる方もいるのではないかなというふうに思ってしまうのですけれども、その区域の中に、具体的には奈良橋市民センターですとか蔵敷公民館、第四小学校などがその区域の中に入ってるんですけども、そのことについて市のお考えをお伺いします。

○総務部参事(伊野宮 崇君) 避難所につきましては、限られた公共施設を活用するという点で、有効活用できるものは私ども避難所として活用してまいりたいと考えております。それから、このハザードマップでございますけれども、これは浸水域というものは、一千年に1度の大雨ですね。具体的には時間雨量が最大で156ミリ、総雨量は657ミリを想定しておりますけれども、そうした非常にまれな雨が降った場合に、予想される浸水域を示しております。実際に起こる風水害は、程度というものは様々でございますけれども、今御説明した程度に至るものはかなり少ないというふうに認識しております。市としては、気象庁、あるいは東京都からの情報を総合的に考慮して、適切な避難所を選定し開設するというふうな考えでございます。

以上であります。

○4番(実川圭子君) この想定しているのがかなり大きな数字だということは、私も調べて分かりましたけれども、それでも近年の他の地域ですけれども、この想定を超えるような雨が降ってるところも、西のほうでは出てきているということで、必ずしもこれを超えた雨が降らないということの保障は、もう今後ないのかなというふうに思うと非常に心配するところでもありますけれども、そういった情報を的確につかんで、どこを開設するかというのは、その都度、決めていくということであったかと思えます。

このハザードマップだけを見ると、何だかそこに避難していくのかな、避難するのが適当とはとても思えないようなところに避難所が設定されていることに、非常に違和感を持つところなんですけれども、そういった意味からも2番目に挙げました集会所を避難所にするのができないかということなんですけれども、これは市民感覚といいますか、市民の方からも、例えば清水の辺りの方が、第四小学校、赤く染められたところに避難するよりも、清水集会所、ちょっと高くなっているところに避難したほうが、場所的にもいいんじゃないかということで御意見なども頂いています。

また、湖畔地域の方ですと、例えば狭山公民館だとちょっと距離がある。そして、奈良橋市民センターだと、

やはり浸水区域の中を通過して避難するののかという話になるんですけども、それよりも身近にある湖畔集会所、これが避難場所になっていたら、身近なところで安全を確保できるというふうに考えるのが普通というか、市民感覚なのかなと思います。そういった意味で、身近な集会所を、先ほど分散避難というお話もありましたけれども、分散避難ということで、そういったところに避難することができるようにならないのか、その点についてお伺いします。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 先ほどの市長答弁にもありましたように、コロナ禍における避難でございますけれども、その避難者を安全に受け入れるためには、陽性者あるいは発熱者ですね、そしてそれらの濃厚接触者と、そしてそういった症状、あるいは事情のない方と完全に分ける必要がございます。また、避難所の居住区域も、隣との距離を確保するなど、コロナ前に比べて多くの面積を要するというところでございます。

災害時の職員参集率は、平常時に比べると低下するということが容易に予想できますけれども、こういった事情も合わせて考えますと、小規模な施設を避難所として位置づけることは困難であるというふうに認識しております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 避難所として、市が責任を持って開設して運営していくということが、いろいろ条件もあり、こういった小規模のところでは現在のところ難しいということが分かりました。今後、またそういった住民の方の声が多かったりとか、本当に湖畔地域など回ると、以前もほかの議員の方も、避難所として遠くよりも、近くでできないかというようなお話もあったと思いますけれども、本当に遠くまで行かれるというのは非常に大変なのかなと思うと、少し何か方法があるのか、また今後工夫して、質問などもしていきたいと思えます。

そんなことで、避難ということが、特にこの今回水害ということでお伺いしていますけれども、先ほど避難の考え方ということで、避難所に必ずしも行く必要が、避難所に行くことだけが避難ではないというようなお話がありました。そういった中で、①のほうに戻りまして、浸水や土砂災害の備えとして、ではどういうことを考えて、日頃から考えていく必要があるのかということをお伺いしたいと思えます。

市のほうは、ハード的な面として災害が起こらないようなまちづくりを整備していくということや、先ほどの円滑な避難所開設や、その運営ということが市の役割ということだと思います。ただ、もう一つ、私は市議として本当に重要だなというのは、思うのは、その情報の発信という点で、本当に避難所に行くのがいいのか、それとも自宅や、近くに分散して避難をするという方法もありますよというようなことを、情報としてしっかりとこれを周知していくということが、私は必要なのではないかなというふうに思っています。また市民のほうの立場としては、日頃からそういったことを自分のこととして考えて、もし水害が起きた場合にはどういった行動をするのかということをお伺いして、必要があるのかなというふうに感じています。ただ、それを考えましようといっても、なかなか日頃からそれをやってねと言っても、なかなかきっかけがないとやらないのではないかなと思っています。

市民がそういった自分事として、避難をどのような、避難を自分としてはできるのかということをお伺いして、機会をつくっていく必要があるのかなと思いますけれども、その点について市として何かこう、きっかけづくりというか、できることがありましたら教えてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 早期避難ですとか、あるいは分散避難、こういったものをどう周知啓発するかということでございますけれども、東京都が東京マイ・タイムラインというものをつくっておられて、これ

は風水害時における自分の防災行動、これを時系列で確認するための教材でございます。こうした教材に取り組むことで、早期避難の重要性ですとか、どういうところに避難をしたらいいのかということに気づく可能性が非常に高いというふうに認識しております。これ大人から子供まで取り組めるものでございますので、様々な機会を利用して普及・啓発してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) そのマイ・タイムライン、私もちょっと挑戦しましたけれども、なかなかこう、時間もかかるということで、やるといいなというのは思っている、そこに取り組むというのが、時間や何かきっかけがないとなかなか進まないのかなというふうにも感じているところです。こういったことは、例えば学校でそういった情報を提供して、おうちでやってみて、家族と一緒にやってみてねとか、あとは防災フェスタなどでみんなで一緒につくってみようみたいな、何かそういうきっかけがくれたらいいのかなというふうに感じました。

それから、情報発信については、これは非常に多くの声を頂いているんですけども、防災無線が聞こえづらいということで、大雨でかなり雨が降っている中で、防災無線で避難を呼びかけても、なかなか何を言っているのか分からない、災害があってもどこで起きているのか分からないというようなことを、お声をいろいろ聞きます。そういった情報をタイムリーに発信していくということが非常に大事なかなと思う一方、細かいことを伝えるというのは、なかなか防災無線も限界があるかなと思いますけれども、そういった情報発信について、市ができることについてお伺いします。

○総務部参事(伊野宮 崇君) 災害情報の発信でございますけれども、これまで防災行政無線ですとか、あるいは拡声機付の庁用車を活用いたしまして、音声による情報の伝達ということをしております。確かに風水害時においては、その内容が聞き取れないというようなお声も頂いておりますが、こうした場合には防災マップですとか、市のホームページにも記載しておりますけれども、防災行政無線の放送内容を音声で伝える自動音声応答サービスというのがございまして、これは一定の電話番号にかけると、その内容が聞き取れますが、その電話番号の周知も図っております。

さらに、最近では安全・安心メールや、LINEやツイッターといったソーシャルメディアを活用いたしまして、災害情報を文字でも伝達しているということで、様々な手法を使って情報提供をしているということでございます。

以上であります。

○4番(実川圭子君) そういったことが、日頃、何でもないときに、じゃ水害があったら困るから登録しておこうとか、何かそういう、そこにつながるまでが、やっぱり一歩、時間がかかるのかなというふうに思っています。市のほうとしては、いろんな情報を提供している、周知をしているということだと思いますけれども、そこに市民がどうアクセスするかというのは、市民側の問題でもありますけれども、その必要性ですとか、登録、例えばラインにしてもいろんなSNSにしても、登録をするような、何ていうか、きっかけというか、そういうことを何か一工夫あることで、例えばラインでしたら、防災、何か災害があったときの情報も発信しますよというようなコメントですとか、何かそういうことがあれば、じゃ、今のうちに登録しておこうかなとか、あとこの前、これはラジオで言っていたことですけども、遠くの親戚の方が、その場所の情報というのも登録しておいたら、手に入れることが今はできるので、遠くの親戚の方のところで危険なことがあった場合、その方に、その方を守るためというか、その方に知らせるために、あなたがあの情報を手に入れてくださいとい

うような形で、登録をしてもらってますというようなこともありましたので、そういった何かそこにアクセスするための工夫が、いま一步、必要なのかなというふうに感じましたので、ぜひそのあたりを工夫していただきたいと思います。

それから、もう1点、その情報の発信について、3年前の台風19号のときに、実際に土砂災害がありましたけれども、そのときも災害が発生してますというような強い放送が流れましたが、それはやっぱり市内全体に対しての放送だったので、それを聞いた方が、どこで災害が起きてるんだろうというようなことで、非常にこう不安に感じたということがありました。この狭い東大和市ですけれども、やっぱり地域によって、水害の種類ですとか、本当に土砂災害については命の危険もあり得るというようなところで、その地域の特性について、何かこう、その住民の方が知る機会というか、そういったことが必要なのではないかなと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○総務部参事（伊野宮 崇君） その地域の特性を知るという手法、その方法でございますけれども、まずそのハザードマップそのもの、これを私ども昨年度、全戸に配付しておりますけれども、そこには各地域ごとに、先ほど申し上げた浸水予想区域ですとか、あるいは土砂災害警戒区域の印がついております。まずはこういったところで、そのお住まいの周辺の状況を把握していただきたいと思っております。さらに関心が高まりましたら、現実にその場に行って見ていただくということが大切でございます。

私ども、最近ちょっとコロナでなかなかできませんけれども、各地域から要請があれば、防災講話という形で、防災上の注意点ですとか、前もって準備することですとか、それからこういったその地域の状況の確認なんかでも、御講話ということはさせていただきますので、ぜひそういったものを利用して、市民には周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） こういった災害は、いつどんな形で来るかも分からないですし、その度合いもどんなものが来るのかも分からないですけども、いざというときに慌てないように、繰り返し考える機会というのを持っていく、そのためにそういった材料となる情報を市のほうも繰り返し発信していく必要があるのではないかなというふうに考えますので、また機会を見つけて、こういった発信をしていっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和 地 仁 美 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、14番、和地仁美議員を指名いたします。

[14番 和地仁美君 登壇]

○14番（和地仁美君） 議席番号14番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

東大和市に限らず、ほとんどの自治体が政策形成や立案に役立てるべく、市民意識調査などを実施し、市民のニーズやウォンツ、すなわち市民の声を収集しています。殊、自治体間競争が激化する中においては、市民意識調査などの調査活動の充実が以前にも増して重要になってきているばかりか、マーケティングリサーチ的な意味合いも、従来よりも強くなってきているところです。また、これらの市民の声などのデータを集める方法について、以前は、いかに市民の声や情報を公平に、的確に収集するかが重要でした。しかし、昨今のSNS利用者の急増、検索アルゴリズムの高度化などにより、インターネット上、及びデジタルデバイスを通じて

収集されるビッグデータや、オープンデータにも注目が集まっており、データは集めるものから集まるものになるという大きな変化が生じています。

このような変化により、自治体の調査のみならず、マーケティングリサーチなどを含む調査業界全体を取り巻く環境は激変しています。さらに、英国などで定着してきた、エビデンスに基づく政策形成が日本でも紹介されたことにより、新たな政策評価や政策立案に資するデータの収集と分析、活用方法の検討の必要性が徐々に認識され、実証データを政策形成や立案に活用していきたいと考える自治体も増加しており、また国も統計データを容易に活用できる地域経済分析システム「RESAS（リーサス）」を公開し、各市町村が取り組む地方創生戦略策定への活用を推奨しているところです。

このような状況により、自治体職員においても、漫然と取り組んできた市民意識調査をもっとしっかり分析し、活用したほうがよいのではないかという考えや、関心の高まりが見られるようになってきています。東大和市においては、今、将来に向けての新たなまちづくりをスタートさせる段階となっており、これらの情報収集やデータ分析の重要性は、従来より高まっていると考えます。

そこで、今回は市民意識調査などの施策検討や、各種計画の進捗検証に資する取組について取上げさせていただきます。

①市が実施している市民意識調査、パブリックコメント、外部評価等について。

ア、それぞれの目的は。

イ、実施の有無の決定基準と方法の選択基準は。

②市民意識調査では、調査人数、調査をする分野、各設問内容、分析方法などはどのように決定するのか。

③市民意識調査、パブリックコメント、外部評価などの結果の活用方法の現状と課題は。

④その他、施策形成に資する調査などにおける課題は。

以上、この場での質問はここまでで終了させていただき、再質問につきましては御答弁を踏まえて自席にて行わせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

〔14番 和地仁美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市民意識調査等の目的についてであります。市民意識調査につきましては、基本計画に位置づけた施策等の成果を図る指標として定めた市民満足度を調査するもので、調査結果を計画の進行管理に活用することを目的としております。また、必要に応じ、この調査の中で、各課の施策の推進に必要な基礎情報等を収集することも目的としております。パブリックコメントにつきましては、施策の立案過程において、公正の確保や行政運営における、透明性の向上を図るとともに、市民の皆様への説明責任を果たし、開かれた市政運営の推進に資することを目的として実施しております。外部評価につきましては、施策の実施後において、事務事業を評価する際の参考とするため、市民や民間の視点を把握することを目的として実施するものであります。

次に、市民意識調査等の基準についてであります。市民意識調査につきましては、基本計画の施策の推進状況を定期的に確認する必要がありますことから、毎年度実施しております。実施方法につきましては、無作為で抽出した方に対してアンケート調査票を送付する標本調査の手法を用いています。パブリックコメントにつきましては、市民の皆様に影響を与える計画の策定または変更等、東大和市パブリックコメント実施要綱に

規定された対象案件が生じた際に実施し、趣旨、目的、内容等を公表し、市民の皆様にご意見を求めています。外部評価につきましては、東大和市行政評価実施要綱に基づき、市民や民間の視点を把握し、事務事業の将来的な方向性を検討する必要がある場合に、公募委員や市長が指名した委員から参考意見を聞くものであります。

次に、市民意識調査の内容についてであります。調査人数につきましては、統計学上、母集団である全市民の実態を推測するのに有効な回答数を想定し、調査対象者数を3,000人としております。調査の内容につきましては、施策ごとに市民満足度に関する設問を設け、経年による推移をつかめるよう、原則として毎年度同様の内容としておりますが、各課の施策を推進する上で必要な情報を収集する必要がある場合は、設問を加えております。分析方法につきましては、収集した情報を有効活用できるよう、単純集計に加え、設問間での相関関係等を見るクロス集計により、多角的な分析を行っております。

次に、市民意識調査等の結果の活用方法についてであります。市民意識調査の結果につきましては、各施策に対する市民満足度を施策評価において活用しております。また、各課における施策推進に必要な調査につきましては、その結果を基礎資料として活用しております。今後の課題としましては、基本計画の各施策の推進に向けて、調査結果のさらなる有効活用について検討していくこととあります。パブリックコメントにつきましては、市民の皆様から寄せられた意見に対する市の考えを公表するとともに、その意見を考慮し、最終的な意思決定を行っております。課題としましては、開かれた市政運営の推進に資するよう、引き続き適正な運用を図っていくこととあります。外部評価につきましては、各事務事業の担当課による評価に加え、市民事業評価会議において委員の皆様から頂きました意見を、今後の事務事業の方向性を検討する上での参考としていく所とあります。課題としましては、評価いただく事業の選定方法や委員の構成など、市民事業評価会議の在り方を検討することとあります。

次に、施策形成に資する調査等における課題についてであります。施策形成過程におきましては、市民意識調査やパブリックコメントのほか、必要に応じて市民アンケートや市民説明会等を実施し、市民の皆様のご意識や行動等の確認や御意見を伺いながら事務を進めております。課題といたしましては、幅広い年代の方々からより多くの御意見をいただくことができるよう、効果的・効率的な調査方法等について研究していくこととあります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 休憩

午後 2時 5分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（和地仁美君） 市長、答弁ありがとうございます。パブリックコメントについては、毎回、丁寧な市の考え方を表明していただいて、公表していただいているのを確認しておりますので、いい形で進んでいるんじゃないかなど。多くの市民の方がというか、一般的にパブリックコメントは、署名活動みたいな感じで、いっぱいそういう意見が出ると、そちらに市が方向転換するというふうに勘違いされている方が多いということが、たまに報道や様々なところで耳にしますが、あくまでも透明性と説明責任を果たした上で、御意見がある方の御意見を賜って、それにどういう考え方を示すというものですので、当市の形はきちんとされていると

思いますし、活用するところを活用されているのかなというふうに思ってます。

外部評価については、スタート当初、東大和方式でしたっけ、そんな形で名前もついて、話題になったりして、そこからいろいろな形を経て、いい形で成長していて、数年前ほかの議員の方から、その意見をどう活用してるのかという形で、質問で取り上げられたと記憶していますが、その際も出た意見によって、事業の縮小や廃止やそういったものを反映してるという御答弁が出てたと思いますので、ますますいい形で発展させていただければなというふうに思っております。

一方、市民意識調査なんですけれども、市民意識調査については先ほどの市長答弁から知り得た内容としては、施策の成果をはかり、計画の進行管理に活用することを目的としているということでした。別途、答弁の中ではこの調査の中で必要に応じて、各課の施策の推進に必要な基礎情報などを収集することも目的としているということでした。毎年ちょっと微妙に変わる設問内容があることは気づいているところですが、それが該当するのかなと思います。その点について、もう少し詳細を教えてください。

- 企画政策課長（荒井亮二君） 市民意識調査におけます、各課の施策の推進に必要な基礎情報等の収集というところがございます。こちら一つの事例といたしましては、例えばブランドプロモーションの推進に関しまして、設問として東大和市の魅力ですとか、また東大和市の愛着度、こういったところに関します設問を設定しまして、今後の事業の推進に向けまして市民の皆様の意識ですとか、現状確認を行うことなどが挙げられるところがございます。各課の事業の推進や個別計画の策定、また個別計画策定後の進行管理、こういったところに、幅広い年齢層の市民の皆様の意識や行動、生活環境等について確認する必要がある場合であって、かつその質問数がそれほど多くない場合、こういった場合にはこの調査の中に含めて一緒に実施してございます。

以上でございます。

- 14番（和地仁美君） 了解しました。市のほうでは、この市民意識調査、一番新しいものは8月25日に公表されているものが、スタートしてから9回目ということだったと思います。市が行っているこのような調査は、毎年、実施されてる市民意識調査だけではなく、よって今回、などという形で私も質問で取上げさせていただいているところですが、例えば毎年実施する市民意識調査のほかに、転入転出アンケート調査、それから都市マスタープランの見直しに向けた市民意識調査、公共交通に関する市民意識調査、男女共同参画に関する市民意識調査など、特定の分野についての市民意識調査を実施しておりますが、この実施をするしない、有無についてはどのような基準でやるのかというような考え方がありましたら教えてください。

- 企画政策課長（荒井亮二君） 特定の分野の市民意識調査につきましては、例えば個別計画の策定ですとか、個別計画に基づきます取組を進めるに当たりまして、市民の皆様の意識等を確認する必要がある、そういったときにのみ実施してございます。また調査の実施に当たりましては、その分野に関する情報をより多く収集する必要がございますので、多くの設問が必要な場合や、調査対象者を特定の範囲に限定する場合などにおきましては、独立した形での調査を実施してございます。なお、調査の対象者の条件ですとか人数、こういったところにつきましては、それぞれの目的に応じた設定を取っており、必ずしも全て一律ではないというような状況になってございます。

以上でございます。

- 14番（和地仁美君） 了解しました。そういった形で、意識調査をするしないということは決めてらっしゃるということですが、例えば、そうですね、交通安全計画とか、少し市民の方の意見も聞いてもいいのかなと思うような、計画については意識調査されていないので、今後またこういった個別の計画を立てる上で、市民

の皆様の意見を聞いたほうが、より実効性の高い計画になるというようなものがあるか、今まで以上に検討を進めていただいて、実施するしないを決めていただいたほうがいいのかなどというようなことを思う点もありますので、今後少し気にしていただければと思います。

毎年実施している市民意識調査や特定の分野について、実施している市民意識調査の結果など見させていただきますと、クロス集計などを行い、多角的な分析を行っていることが分かります。このような、実際に分析を行った結果、その生の結果じゃなくて、分析をしたことによって知り得た、ファクト、まあ実際は思っていたよりこうだったなみたいな、結果を有効活用できた具体的な事例がありましたら教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市民意識調査におけますクロス集計の分析結果の一つの事例といたしまして、過去の調査におきまして、東大和市の魅力についての項目というものがございました。ここで友人や知人に勧めたい東大和市の魅力は何ですかというような質問に対しまして、全体の単純集計におきましては、狭山丘陵などの身近に豊かな自然があるところが第1位となっておりました。一方で、クロス集計というところで、年齢別に分析いたしますと、30代、10代、20代という区分では、第1位が近くに立川や大型ショッピングモールがあるところという項目が1位となっておりました。

これによりまして、例えば当市が力を入れておりますブランド・プロモーション、この視点でもターゲットとなります、先ほどの年齢層が感じている市の魅力の優先度というものが分かりましたので、今後のこのブランド・プロモーションを推進していく上で、市のアピールポイントを考える参考としてございます。具体的には、ブランド・プロモーションの推進というところでのウェブ上ですとか、またパンフレット、こういったところで市の魅力を情報発信する際に、豊かな自然環境、また落ち着いた住環境という言葉ではなくて、先ほどの立川エリアまで約10分の利便性ですとか、こういった具体的な言葉を入れることなどに取組をしてございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 年代別で感じる魅力も違うというところで、ブランド・プロモーションのターゲットに、一番、魅力的に感じるところも、今回の調査などで分かったことは盛り込んでいるということだと思います。私としては、このような市民意識調査やパブリックコメントということについても、自身としても非常に興味があるので、基本的には全て目を通させてもらっております。それが、自身のこういった一般質問の参考になったり、様々なことに、私の耳に入ってこない、いろいろな市民の皆様の御意見なども、気づきもありますので、活用させていただいているところですが、これらの結果報告書は、例えばですね、市の施策の方向性や、実際の事務事業を進めていく上で、リーダーシップを取らなければならない、一定以上の役職、例えば課長以上なんではないかな。そんなところで必ず目を通すと、自分の部や課に関係ないような調査でも、もしかしたら気づきもあるかもしれませんし、連携できるようなことがあるというようなヒントになる御意見があるかも、もしくはそういう結果があるかもしれませんので、庁内では一定以上の方が目を通して、それを前提に、例えば会議ではみんな知っているよねという上で議論を進めていくとか、そういうほうが有効ではないかと思うんですが、この調査結果に目を通すという形について、庁内で必ず目を通そうねというルールというんですかね、そういう形が徹底されているのかどうかについて教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市民意識調査の結果の利活用というところでございます。まず基本計画の進行管理を目的としました市民意識調査等につきましては、取りまとめを行った後、全庁的に毎回情報共有を行ってございます。また活用事例といたしましては市民意識調査の結果、こちらについては各課の施策の推進に向

けての参考資料として利用を促すとともに、庁内の各種会議におきましても、調査結果を検討材料とする場合もごさいます。今後につきましても、この客観的なデータとして、さらなる活用を図ってまいりたいというふうに考えてごさいます。

以上ごさいます。

○14番(和地仁美君) この調査結果については、重要な客観的なデータという認識を持たれていることは分かったんですけども、今の御答弁ですと、全庁的に情報共有はしているけれども、必ずしも一定以上の役職以上の方がみんな目を通していかどうかというのは、各職員の方にお任せして、それが徹底されているわけではないというふうな認識ですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○企画政策課長(荒井亮二君) この調査結果につきましては、先ほども申しましたが、全庁で共有されてごさいますので、特に各設問に関係する部署の職員につきましては、その内容は、当然ですけども、内容を確認しているものと考えてごさいます。また各種の会議におきましても、その検討の中で市民意識などに関する情報が必要な場合には、この市民意識調査の結果が客観的なところで全庁に共有されておりますので、そういった場でも参考として作業等、議論等を進めているところでごさいます。

以上ごさいます。

○14番(和地仁美君) できれば、皆さんに見ていただきたいというふうに、私はそれを見ていることによって、そのときはそれ、そういうもんだなと思うんですけど、例えば少し時がたって違う何か事象が出たときに、「あつて、結びつくときがあるんですね。「ああ、このことか」と。それを事前にそのデータを持ってないと気づけない点というものもあつたりするので、できれば皆さんお忙しい中ではごさいますが、見ていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

続きまして、市民意識調査の内容などについて少し確認させていただきたいんですが、先ほどの市長答弁では、統計学上、母集団である全市民の実態を推測するのに有効な回答数を想定し、調査対象者数を3,000人に行っているということでした。平成31年度のこの点の振り返りシートを確認しますと、調査票の回答率が低下傾向にあることから、調査結果の信頼性を確保するため、2,000人としていた対象者数を平成30年度から3,000人に増やし、回答表の増加を図っているというふうに、振り返りシートにコメントが書かれていました。まずこの回答率が低下傾向になった原因については、市のほうではどのように捉えているのか教えてください。

○企画政策課長(荒井亮二君) 市民意識調査の回答率の低下というところでごさいます。こちらにつきましては、過去のこの状況につきましては、明確な原因等、分かりかねるところでごさいます。ただ、調査、実施するに当たりましては、設問の内容ですとかその数、また回答方法など様々な要素が関係しているものと考えてごさいます。

以上ごさいます。

○14番(和地仁美君) そうですね、回答してくだらない方に、なぜ回答してくだらないのかっていうことを聞くことも難しいので、そういう推察になるのかなというふうに思います。今年の2月に実施して、先ほど申し上げた8月25日に公表された最新の市民意識調査ですと、回答数が1,052人で35.1%、毎年、大体30%前後の回答をいただいているのかなというふうに捉えております。回答率が100%ではないことを捉えますと、全市民、約8万5,000人の実態を推測するのに、有効な回答数は何件というふうに設定されているのか。単純に最新のものは大体1.2%ぐらいになっちゃうので、人口の。ちょっと私も、統計学にそんなに詳しくないので、大体幾つの回答数が有効だというふうに捉えているのか教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市民意識調査の回答数の有効性というところでございます。市民意識調査につきましては、御存じのとおり全数調査というわけでございませぬ、標本調査というところでございますが、こちらの誤差ですとか、また信頼度、こういったところに考慮する必要がございます。今言った、一般的には統計学上の考え方に基づきますと、当市におきましては全人口に対しまして約750人以上から回収することができれば、一定の信頼性があるというふうにされてございます。過去の平成23年度から市民意識調査、開始してございますが、この回収数につきましては、700件台後半から800件台というところで推移をしてございました。ただ、平成27年度から29年度、このあたりの件数の傾向が700件台の中盤を推移したときがございました。このときですね、この調査の信頼性を維持するために、平成30年度から先ほども申しましたが、調査対象者を2,000人から3,000人に増やしたというような、こういった経過がございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） はい、分かりました。750人以上であれば、一定の信頼性のあるデータになるということだと理解しました。そうしますと、一番新しい市民意識調査の結果報告では1,052件ですので、十分それを満たして信頼性が高いのかなというふうに思いますが、一方で回答者の年代別を見ると、10代が1.4%、20代が6.9%、30代が11.8%、40代が18.3%、50代が25.3%、60代が10.3%、65歳以上が24.7%というふうになっていて、このような比率の傾向は、経年で見ても大体こんな感じかなというふうになって、いわゆる将来世代の方からの回答の比率が低いなというふうに感じております。

18歳以上の市民を無作為層化抽出という形で、アンケート依頼をして郵送で送られていると思いますが、その場合、年代別では、何人ずつ抽出することになるのか、全年代を同じ数だけ送ったけど、回答していただかなかったということなのか、そこら辺がちょっと分からないので教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 対象者の抽出の時点での各年代の人数ということですが、こちらのちょっと割合のほうで示させていただきます。こちらの先ほども申しました、その標本調査という形になっておりまして、市全体の傾向を踏まえた上での抽出をさせていただいてございます。それには人口の地域比率ですとか、年齢比率、こういったところに基づきまして算出してございます。10代につきましては全体の2.5%、20代が13.5%、30代が14.9%、40代が21%で、50代が22.2%、60歳から64歳という区分が7.7%、最後の65歳以上につきましては18.2%というような割合で抽出をさせていただいてございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 一定のこうロジックというか、公式がある中で抽出されているということは分かるんですけども、ということは人口の少ない世代は、そもそもアンケートをする機会も、人数、いわゆる実数です、比率じゃなくて実数。実数として聞かれる機会が少ないんだということが分かりました。なので、そこら辺はクロス集計で年代別の人数を捉えてると思うんですけども、数で言ったところで、もう少し何かこう若い方の意見が酌み取れるような形を工夫してもいいんじゃないか、そもそも最初から少ないというところが、ちょっと課題ではないかなというふうには感じました。このような年代別の回答の機会を与えてもらっている方によっては、設問内容によっては、いわゆる子育てのことを聞いたり、高齢者福祉のことを聞いたり、様々ありますので、いわゆる当事者性の高い低いで、そういったことが自分事なのか、違うことなのかということで、回答にも大きな影響が出ると思います。クロス集計で分析をしているということもあるとは思いますが、施策の優先順位などを決めるとき、市全体のね、年代別のニーズというものは、先ほどの対象者が年代別で違うので、どのように反映しているのかについて教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 各施策におきましては、それぞれそのターゲット層というような対象層を定めている場合がございます。そういった場合につきましては、その施策を考える際に、先ほどのクロス集計の結果を基にしまして、その対象となる年代別のニーズ等を把握して、考慮して決定のほうをしてございます。例えば先ほど来、申しております、まち・ひと・しごととの関係ですとか、そういったところは30代のほうをターゲットにしたりですとか、そういったところでの具体的な想定をしながら、施策の参考としているというところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） まち・ひと・しごとは、明確にターゲット層というものの背景を決めているので、そこに関連する年代の方をクロス集計で分析をされているっていうことは分かりましたが、やはり何ていうんでしょうね、当事者性というところを考えたところで言ったときに、もう少し工夫をしていただけるといいのかなんていうふうには思っております。

あと、この市民意識調査など実施したときのその効果を得るためには、その設問のつくり方とかね、設問内容が非常に、そこで市民の意識には影響するということは、一般的に言われてるんですけども、本市の場合、民間事業者に委託しているとは思うんですけども、設問の作成についても、その業者さんに、こんなことを聞きたいから、それに合った設問をつくってくださいって依頼しちゃっているのか、そうではないのか、どのように職員が設問には関わっているのか教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市民意識調査の設問につきましては、全て職員が作成してございます。基本計画の進行管理のものにつきましては、経年の変化を見るため、毎年度同じような質問が中心となってございますが、一方で各課の施策の推進に必要となる設問等につきましても、その都度、関係課が、職員が作成しているというような状況でございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 了解しました。そうしましたら、設問については関係部署の職員が全てつくっているということだと思います。今回、今年の2月が9回目ということですけども、設問を見ていると、基本的には定番的な、毎年、同じような設問というものは、一定部分あると思うんですけども、それは設問が定番なのではなくて、知り得たいことや、調査目的が定番なのであって、その設問ありきではないと思うんですね。先ほど回答数が減ったりとかという話もあったりしたので、より多くの人に回答してもらえるような設問に変更するだとか、それからより正確に回答してもらえるように、もしくはより回答しやすい選択肢にするなどの工夫については、その目的は定番でも、設問を変えることによって、回答数や効果を上げるというような見直しを行っているのか。また、こういった設問って客観性が必要だと思いますので、例えばつくった課じゃなくて、ほかの課の人に回答者の気持ちで見直してくれる、であったり、今年をもっと効果を上げるために、出来上がった案を庁議でみんなで見ても、ここは、こういうふうに変えたほうが、もっと回答もらえるんじゃないかなみたいな、そんな場を設けたりといった取組はしてるんでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市民意識調査におけます設問、選択肢の内容につきましては、計画等の進行管理を目的としている設問や選択肢について、このあたりはその年度間の比較を同じ条件で行う必要がございますことから、特段問題なければ原則、見直しを行わずに、毎年同じ質問をさせていただいてございます。またその他の質問等も含めまして、仮に見直し等が必要となった場合には、まず設問の担当課が修正を行うと。その過程の中で、必ず第三者的な立場の職員ですとか関係課、そういったところにチェックですとか意見を聞き

ながら、よりよい設問の内容にしていくと、こういった作業はしてくるようになるというふうに思っています。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 私自身も、何かアンケートに答えるときに、その満足度って非常に難しいなと思って、何なんでしょうね、大体普通を選びます。ちょっと気に入っていたり、ちょっとひいき目なメーカーとかブランドとか何かがあると、最高じゃない、ちょっと1個のまあ良いとか、良いとか、大変良いの前の手前とか、そんな感じで答えることがやっぱり多くなってしまいうんですけども、具体的なことを聞かれて、多分集計するときにそれが満足度に計算し直されるんだなというような設問だと、事実をどんどん答えていくだけで、多分それで、多分分析するほうは満足度を、その回答から導き出しているのかななんて思ったりもするときもありますので、ぜひ設問については、たまに、できれば毎回なんですけど、見直していただくと効果も上がるんじゃないかなというふうに思います。

アンケートの回収率が上がったほうが、同じコストで、同じ手間で、いわゆるデータが多く集まるわけなので、回収率を上げるということは、一つの信頼性を向上させる手っ取り早い方法だと思うんですけども、その一つの手段として、スマートフォンやタブレット端末、もしくはパソコンから回答できるウェブアンケートというものを取り入れている自治体もかなりあるようです。例えば、近年では国勢調査などでも、私もウェブで国勢調査は回答しましたけれども、以前は紙しかなかったものが、ウェブとアンケート用紙の2つを選べるようになっておりまして、令和2年の国勢調査では、約4割の37.9%の方がウェブで回答をされているということだそうです。

一方、自治体とか政府などが何か調査をする場合は、そういったウェブで回答できない年代の方と、広い層から回答を得なければならないので、インターネットの利用が難しいケースも想定した上で、紙での調査も必要になる状況だと思います。東大和市の場合は、こういったウェブと郵送、紙での調査ということ、実施することを検討したことがあるのかどうかについて教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 市におけます各種調査類につきましては、郵送による実施が多いところでございます。郵送以外の方法で過去やった事例といたしましては、例えば市のホームページにおけます、ウェブアンケートという形で、市公式ホームページに關します市民意識アンケートを実施したことがございます。またウェブという形ではないんですが、ブランド・プロモーションの関係では、市窓口への来庁者の方に直接記入をお願いしたりですとか、転入転出の関係のアンケート等々、その場でお願いをさせていただいたりもしてございます。

また、一つ、乳幼児健診受診対象者の方を対象に、子育て世帯アンケートというものを行ったことがございます。こちらはアンケート用紙をあらかじめ郵送で送りまして、健診受診時に来庁されるときに提出か、またはウェブでの回答をお願いしたということで、いわゆるこちらが紙ベースとウェブベースを併用した事例の一つとして挙げられるところでございます。今後につきましては、回収率向上に向けまして様々な調査方法ございますので、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 子育て世帯アンケートのほうでは、紙とウェブを併用したという実績があるので、東大和市としても、そういった実績を踏まえた上で、市民意識調査についても、このような形を取るほうがより効果が得られると私は思うんですが、市が考えるこの市民意識調査をウェブとの併用でやった場合、そのウエ

ブの調査で得られる効果と可能性についてはどのように考えているか教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） ウェブ形式によります調査につきましては、スマートフォン等によりまして、その場所や時間を選ばずに回答できる点、また郵送する手間がないことなどが利点だと考えてございます。また集計する側にとりまして、作業の迅速化、効率化が図られることなどの効果が想定されてございます。各調査におきましては、その実施目的や対象者の範囲などが違いますことから、このウェブ形式の活用につきましては、それぞれの判断が必要になってくるかというふうに考えてございます。特に昨今のデジタルデバインド等への配慮等もしながら、ウェブ形式と、また郵送形式、その併用などにつきましては、その費用対効果を含めて研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時45分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（和地仁美君） ウェブ形式についても研究していきたいということで。ある市では、ホームページで定期的実施していた市民アンケートを、LINEに変えたら1桁回答者数が増えたということです。当市のLINEのほうの登録者も、大体2,700名ぐらいいかなというふうに記憶しておりますので、例えば先ほどの市報、ほかの議員の一般質問の連載、私のところにもいいという声、届いてますけれども、例えばそれLINEとかで、ちょっとした効果をはかりたいときなどは、読みましたか、読んでどうですかみたいなことを、「ポチっとな」って、回答してもらえそうな、そうすると皆さんも好評だと感じているじゃなくて、本当の好評だったという形で捉えられて、次につながると思いますので、そんな意識調査というような大々的ではなくても、市民の反応を知るアンケートという形で、LINEなども活用されるのもいいんじゃないかなというふうに思っています。

それから、壇上でも述べさせていただきましたが、国は「RESAS（リーサス）」を活用することを強く推奨しているということになっておりますが、東大和市ではどのような形で活用されているのか、実例があれば教えてください。

○企画政策課長（荒井亮二君） 「RESAS（リーサス）」につきましては、経済産業省と内閣官房が提供している、地域経済を分析するシステムというところでございます。そのサイトで収集できる情報につきましては、市の計画策定等、検討する会議等におきましても、情報共有などを始めているところでございます。

以上でございます。

○14番（和地仁美君） 総務省の統計局では、データ・スタートという地方公共団体のためのデータ利活用支援サイトも立ち上げておりまして、「RESAS（リーサス）」だけではなく、様々な活用できるデータの紹介や、活用事例の先進例なども載ってます。そういったところもぜひ研究していただいて、当市でも活用できるようなものがあれば推し進めていただきたいですし、一方いろいろな施策で話題になっている千葉県の流山市ですが、そこはまあマーケティングという要素を自治体経営に取り入れたということが、非常にポイントになっていると思います。

このマーケティングという形を向上させるためには、職員の情報リテラシーの向上ということを課題に上げ

ている自治体もありまして、やはりどう調べて、どうデータを活用してというようなところのリテラシーを向上させる研修などに取り組んでいる自治体も、昨今、非常に増えていると捉えておりますので、東大和市においても、せっかく集めた市民の声ですので、有効活用できるような形で、各職員の皆さんのリテラシーというか、情報をどうやって使っていくのかということも、研修などで向上させていただくのがいいんじゃないかなというふうに感じております。

いろいろとここまで各種調査の実施方法とか、結果の活用方法などについて、市の現状などを確認させていただきました。壇上でも述べましたが、今後、当市においての様々な調査の位置づけは、後は変わっていくとか、変えていくというような形になるのか、その点のお考えについてお聞かせください。

○企画財政部長（神山 尚君） 令和4年4月に策定しました市の最上位計画、「輝きプラン」におきましては、持続可能な行財政を進めるために、人口減少の抑制を重要な取組と位置づけております。多くの近隣市におきましても人口減少の抑制を重視しておりまして、好むと好まざるとにかかわらず、自治体間の競争に身を置くことになってくると考えております。こうした人口減少の抑制という点から述べますと、ニーズ調査、住みたい、住み続けたいというニーズに応えるといった、マーケティング的な要素が重要になってくると考えております。また人口減少抑制に効果的な情報をウェブ形式で収集、分析するといったことの検討も必要になってくるでしょうし、そうして得た情報を課題解決へ役立てる。議員御指摘のエビデンスに基づく、政策形成につながるということが重要だと考えてございます。

このように考えますと、持続可能な行財政運営実現のため、職員は今の自分の仕事の中で何ができるのか、何をすべきか、言わばそういった攻めの視点を持つことも重要で、そうすることで各種調査の位置づけもおのずから変化していくものと考えてございます。そうした変化によって得た情報こそが、真に有効な情報となり、それがエビデンスに基づく政策形成につながると、こうした一連のつながりを念頭に、今後の事務を進めていきたい、このように考えております。

以上です。

○14番（和地仁美君） ありがとうございます。せっかく集めた声ですので、ぜひ最大限活用する方法を模索していただきたいのと、やはりPDCAにも役に立つと思いますので、そういった形で活用をお願いします。ウェブなどで市民の意見を集めることができるということは、市長への手紙を出すほどではないけれども、聞かれたらちょっと気づいたことを言いたいよというような市民の方の声を拾えることにもなると思いますし、いわゆるサイレントマジョリティーの意向もね、声の大きい人じゃなくて、いつも黙ってんだけど、実はこう思ってるよという方の御意見も把握することが可能になると思います。

私も時々、議員なので、言っちゃうので、市民はこう思ってますというときの市民は誰なんだと。市民はこうですというときは、市民は誰なんだ。私のところに届いている声の市民は、こうですけども、全体を見渡したら実は全然違うということもあるかもしれませんので、ぜひ、そういった視点でも、いわゆるサイレントマジョリティーの意見を酌むという形で、ウェブなどの活用も、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思っております。

今回この質問をやって、今後、近い将来は、市民の皆様が直接市政に自分の声を届けられる仕組みができるとなると、市民の代表制というところが議員にはあるんですけども、議員は市民の声を市政に届けるという役割よりも、皆さん直接届けちゃうということになる時代が来るかもしれないなというふうに思いました。そうした中で、一議員としては、より監視性とか専門性であったり、政策立案といった機能を高めないと、その

時代のニーズには応えられないのかなど。自身の振り返りというか、自戒というか、そういったことも、今回質問に取り上げて気づきましたので、今後は市並びに私たち議会双方ともに、このような調査結果を重視して、よりよい施策を進めていけるようになればなというふうに願っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和4年第3回定例会での一般質問を行います。

1点目として、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

現在、感染者が全国的に拡大し、医療体制の逼迫が懸念されております。現状、収束が見通せない中、改めて長期にわたり、感染症対策に日々奮闘されている全ての方々から感謝申し上げます。

その上で、以下、伺います。

- ①ワクチン接種の進捗状況と今後の取組について。
- ②自宅療養者、濃厚接触者に対する食料支援などの現状について。
- ③市内の発熱外来の状況と対応について。

2点目として、空き家対策についてであります。

定例会初日、全員協議会において、東大和市空家等対策計画（案）について御説明がありました。空き家対策は、長年の課題でもあり、これまで一般質問で取上げ、様々提案をさせていただいておりますが、管理不十分な空き家は、雑草が伸び、景観が悪化、不衛生な状態なため、悪臭の発生や、老朽化による家屋の倒壊などという問題があります。放火や不法侵入、不法占拠などの犯罪リスクが高くなり、周辺や地域へ悪影響を与えます。

2015年5月、全面施行された空家対策特別措置法に基づき、空き家の適正管理を進めるための計画を策定した自治体は、今年3月末時点で1,397自治体に上ります。さらに、計画推進に向け、不動産の専門家などで構成される法定協議会も、5割を超える自治体で設置をされています。東大和市においては、空き家の実態調査を踏まえ、今後対策計画に基づき進められていくと思われませんが、先進事例等を参考に、当市の地域性を生かした対策と、利活用の取組を迅速に進めていただきたいと思います。

ここで、以下、伺います。

- ①空き家の実態調査後の対応と取組について。
- ②東大和市空家等対策計画策定懇談会の詳細について伺う。
- ③空き家の相談窓口について。

ア、相談体制及び相談状況について伺う。

イ、清瀬市はNPO法人空家・空地管理センターと「清瀬市空家等対策の総合相談事業に関する協定書」を、また、一般社団法人日本空家対策協議会とは「清瀬市における空家等の相談に係る連携に関する覚書」を締結している。激増する空き家に関する様々な問題解決、地域の活性化を図るためにも、今後、関連団体等との協

定を検討する必要があると考える。市の認識について伺う。

④空き家バンクの設置について、市の現状認識について伺う。

⑤東京都が市区町村に対して、「空き家利活用等区市町村支援事業」として補助を行っているが、本市としても利活用の取組を進め、この補助事業を有効に活用すべきと考える。今後の取組と活用について伺う。

3点目として、AEDのコンビニエンスストア等への設置についてであります。

AEDの設置に関しては、以前より設置の必要性を訴えております。国内での死亡者数の最も多い疾病はがんなどですが、心疾患による死者数も年間約20万人と非常に多くなっています。心疾患を含め、循環器系疾患で救えた場合は、総数は35万人あまりに上り、これだけ多い事実を考えると、AEDによる救命措置で助けられる人をもっと増やしていく取組が必要です。日本循環器学会AED検討委員会と、日本心臓財団の提言によると、AEDを配置すべき必要な場所として、心停止の発生頻度が高い、心停止のリスクがある、目撃される可能性が高い、救助を得やすい、救急隊員到着までに時間を要するところであれば、AEDを置くべきとしております。

日本AED財団のガイドラインでは、AEDの効果を最大限に生かすための適切な設置、配置が求められる施設の一つとして、誰もが24時間いつでもアクセス可能なコンビニエンスストアなどが明記されています。いざ必要というとき、公共施設は夜間、休日、休館日などは使用できないため、24時間利用できるコンビニエンスストアは地方の自治体が主となって、AEDの設置が広がっています。本市においても、市民の安心・安全を守るため設置が必要と考えます。また、設置と併せて、市民にAEDに対する認識の強化と、設置を広く周知をする必要があります。ここで、以下、伺います。

①緊急時24時間いつでも使用できるコンビニエンスストア等に対し、市として設置を要請していると認識しているが、進捗状況について伺う。

②設置するための課題について伺う。

③八王子市はAED空白地域を調査し3か年計画でコンビニエンスストアに設置をしている。本市においても調査を行い、設置をすることはできないか。

④小平市は株式会社セブンイレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定に基づき、令和3年11月に大沼グラウンド近辺のコンビニエンスストアに市がAEDを設置した。本市としてもモデル事業として、設置をすることはできないか。

最後に、4点目として、ネーミングライツ等の推進についてであります。

日本では、2003年に公共施設として、東京スタジアムがネーミングライツ権を売却し、味の素スタジアムへと名称が変更されたことが始まりで、その後、導入する自治体が増えてきました。ネーミングライツや、広告掲出を取り入れることにより、自治体のさらなる財源を確保し、負担を減らし、企業側にとっては、宣伝効果を高めるイメージアップが図れ、両者にとって大きなメリットがあります。財源を有効に活用するため、広く推進すべきと考えます。

ここで、以下、伺います。

①本市におけるネーミングライツ等の規定について伺う。

②現在、市として実施している項目と効果について伺う。

③市の施設などのイメージアップや利用率の向上を図り、新たな財源を確保するため、郷土博物館、公園、図書館、公民館、市民センター、道路、橋梁、歩道橋、公衆トイレ、自転車等駐車場、公共印刷物などにネー

ミングライツ等を広く導入するべきと考えるが、市の認識について伺う。

壇上での質問は以上ですが、再質問に関して、3点目のAED設置と、4点目のネーミングライツ等は、順番を入れ替えて再質問をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルスのワクチン接種の進捗状況と今後の取組についてであります。令和4年8月22日時点における接種状況につきましては、基礎疾患がある方や医療従事者等を含め、全体で1万5,101人の方が4回目のワクチン接種を完了しております。このうち、60歳以上の対象者につきましては、接種率が約58%となっております。3回目の接種率につきましては、全人口で約64%、30歳代は約53%、20歳代は約47%、12歳以上19歳以下は約33%となっております。また、5歳以上11歳以下の2回目の接種率につきましては約19%となっております。今後の取組につきましては、国におきましては、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始するとしておりますことから、市におきましても、鋭意、接種に向けた準備を進めているところであります。

次に、自宅療養者、濃厚接触者に対する食料支援などの現状についてであります。市では東京都多摩立川保健所と連携し、自宅療養者及び同居する濃厚接触者などのうち希望する方に対しまして、食料品等を配送する支援を行っているところであります。支援の現状についてであります。令和4年7月中旬以降、新型コロナウイルスに感染する方が急増しましたことから、食料品等の支援につきましても同様に急増し、7月19日におきましては、1日当たりで最も多い155個を配送したところであります。また、8月22日時点におきましては、1日当たり91戸と減少していますが、同居する濃厚接触者を含む多くの方に配送している現状が続いております。今後におきましても、感染状況を注視し、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、市内の発熱外来の状況と対応についてであります。現在、オミクロン株による厳しい感染状況となっておりますことから、市内の発熱外来を実施している医療機関につきましては、多くの方の診察により、非常に混雑している状況であると認識しております。このような状況に対しまして、東京都では、20歳から49歳までの方を対象とする陽性者登録センターを開設し、発熱した対象者への抗原定性検査キットの無料配付、本人検査に基づく陽性登録やオンラインによる診断等を行っております。市におきましては、東京都の取組につきましても、市報や、市公式ホームページに掲載し、市民の皆様へ周知を図っております。

次に、空家実態調査後の対応と取組についてであります。対応につきましては、空家実態調査において、特定空家等になる可能性があるとして判断した管理不適正空家等37棟の現地確認や、空き家の所有者等からの相談に対する情報提供などを行ってきたところであります。現在、空家実態調査の結果を踏まえながら、空き家等対策計画の策定に取り組んでいるところであります。

次に、東大和市空家等対策計画策定懇談会についてであります。この懇談会は空き家等対策計画の策定に当たり、有識者、関係機関、市民等の意見を反映させることを目的に設置したもので、学識経験者1人、関係機関及び関係団体4人、公募による市民2人の合計7人の委員で構成されております。

次に、空き家の相談体制及び相談状況についてであります。現在、まちづくり部都市づくり課を窓口として、空き家の所有者の親族から寄せられた管理方法についての相談や、空き家の近隣にお住まいの方から寄せられた樹木繁茂についての相談などに対応しているところであります。

次に、空き家の相談に係る関連団体等との協定についてであります。現在、空き家等対策計画を策定中であり、空き家に関する様々な課題への対応につきましては、その策定過程において検討しているところであります。その上で、空き家の所有者等が抱える課題への対応につきましては、多様な主体と連携した相談体制の構築について検討しているところであります。

次に、空き家バンクの設置についてであります。空き家等対策計画の策定過程において、空き家等の適切な流通・利活用の促進について検討しているところであり、空き家バンクの設置につきましては、その効果や、市と民間との役割分担などを含めて、引き続き調査・研究してまいります。

次に、今後の取組と補助事業の活用についてであります。空き家等対策計画の策定過程において、空き家等の適切な流通・利活用に関する情報発信、相談体制の構築、旧耐震基準の戸建て住宅の除去費用などに対する助成制度の創設等などについて検討しているところであります。これらの取組に当たっては、国や東京都などの補助金を最大限活用しながら進めていくことが必要であると認識しておりますことから、計画策定の手続と合わせ、調査等を行ってまいります。

次に、コンビニエンスストア等へのAEDの設置についてであります。この件につきましては以前から包括連携協定を締結しているセブン-イレブン・ジャパン側と交渉をしておりますが、現在のところ、AED調達の費用負担は困難とのこととあります。引き続き、要請を続けてまいりたいと考えております。

次に、コンビニエンスストア等への設置に関する課題についてであります。AEDは、価格が高額で、初期投資に相当の経済的負担を伴うことが課題として挙げられます。また、他市の事例ではありますが、コンビニエンスストアのオーナーが、AEDの設置に伴い、店側に緊急時対応の負担が生じることを理由に、設置を見送るケースがあったと聞いております。

次に、AEDの空白地域の調査と、モデル事業の実施についてであります。AEDの設置状況につきましては、一般財団法人日本救急医療財団や、民間企業が全国版のAEDマップを作成しており、その設置場所をオンラインで確認できるようになっていることから、現段階では独自の調査は考えておりません。

なお、これらのマップによれば、市内のAEDの設置にばらつきがあり、一定の空白地域も認められるところとあります。こうした空白地域への対策としてのコンビニエンスストアを活用したモデル事業については、空白地域の中にはコンビニエンスストアがない地域もあり、またモデル事業の実施においては、事業拡大の際の財源も踏まえる必要があることから、現時点ではモデル事業を含め空白地域への対策は、研究課題であると認識しております。

次に、ネーミングライツ等の規定についてであります。ネーミングライツにつきましては、条例で定めた公の施設の名称とは異なり、施設等の愛称を定めるものでありますことから、例規上の定めによらず、その都度、募集要項によりネーミングライツパートナーを公募しております。

次に、現在、市として実施しているネーミングライツについてであります。施設につきましては、市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、陸上競技場を含む上仲原公園野球場、上仲原公園テニスコートであります。また、効果につきましては、自主財源の確保や、親しみのある名称をつけることによる施設の魅力向上が期待されるところであります。

次に、他の施設へのネーミングライツの導入についてであります。ネーミングライツにつきましては、多くの方が利用し、市報など他の媒体でも愛称を取り上げるなど、広告効果が高く、効果的な自主財源の確保につながる施設について、実施しているところであります。

一方で、契約期間の満了等により、短期間で愛称が変更される等、利用者の混乱が懸念されるなど課題もございます。施設の拡大につきましては、様々な観点から調査研究が必要であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○17番(木戸岡秀彦君) 市長、答弁ありがとうございます。

それでは、随時、再質問をさせていただきます。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種の進捗状況でありますけれども、私も先月、4回目の集団接種を受けましたけれども、本当にスタッフの皆さんが迅速に対応していました。本当に感謝しております。接種は順調に進められていると思いますけれども、前回、第2回の定例会での私の質問で、若者接種推進について取り上げましたけれども、その後の接種の促進についての取組と、また夏休みが終わり、新学期が始まり、学校においては感染対策を行っておりますけれども、密になる機会が多く感染が心配されております。子供たちの接種の詳細について、改めてお伺いをいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 新型コロナウイルスワクチンの5歳以上11歳以下の1・2回目接種及び12歳以上17歳までの3回目接種の促進といたしましては、令和4年7月に、7月からですが、事前予約を不要とした予約なし接種、こちらを実施させていただいております。8月20日時点で、利用者の人数でございますが、5歳から11歳以下の1・2回目接種につきましては20名の方、8月27日時点での12歳以上17歳以下の3回目の接種につきましては、50名の方が御利用いただいております。また8月28日時点におきます18歳から19歳までの3回目接種につきましては44名、20歳代につきましては90名、30歳代につきましては74名の方が接種をしていただいております。

また、子供たちの接種に関しましては、ここで5歳から11歳までの方の努力義務という形が、ここで国のほうで決まりましたので、そちらのほうで何かしら考えをまとめていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。順調に接種が進んでることは、いいことだと思いますけれども、さらに推進をしていただきたいと思います。

続きまして、自宅療養者と濃厚接触者に対する食料支援についてでありますけれども、昨日、補正予算で質疑をさせていただきましたけれども、自宅療養者への食料支援については、感染をして外出ができずに、支援は本当に助かったという感謝の声を私もお聞きしました。引き続き迅速な対応をしていただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

今回の補正で、食料品などの支援はどのくらいを見込んでいるのかお伺いをしたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 昨日の補正予算で議決いただきました食料支援の関係での個数ということで御説明させていただきます。食料に関しましては2,300箱、生活用品に関しましては671箱という形でございます。

以上でございます。

○副議長(佐竹康彦君) ここで5分間休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時18分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 今回の補正予算では、食料が2,300箱、生活用品671箱ということでしたけども、6月の補正では、食料品が2,880、生活用品が840箱ということでしたけども、これに関して配付状況は分かりますでしょうか。これまでの配付状況ですね。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） これまでの配分というか、大変申し訳ありません、質問の趣旨とは違うかもしれませんが、今現状で配送している個数ということでの、ちょっと御答弁にさせていただきます。

先ほど御答弁、市長からありましたとおり、7月19日が一番、155個ということでありました。そこから約1か月、8月15日まで100個単位で配送をしております。その後、少なくなりましたので80個から、また昨日におきましては34個まで減ってるような状況でございます。配分というか、随分多くの配送をさせていただいております。今回補正の予算で、その分の充足をさせていただいたということ、また今後におきましても配送させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。迅速に対応していただきまして、本当にありがとうございます。

続きまして、市内の発熱外来の状況と対応についてでありますけれども、多くの診察により、非常に混雑している状況ということでしたけれども、これに関しては保健センターに、発熱者など様々連絡が入っているかと思っておりますけれども、対応についてどのように行っているのか、お伺いをしたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 保健センターへ、発熱された方、市民の方からその後の対応をどのようにすればよいかということでの御相談はいただいております。その対応につきましては、東京都発熱相談センターへ御連絡いただくことや、抗原定性検査キットの配送のお申込み方法、また検査後の東京都陽性者登録センターを御案内させていただいております。また、診察を必要とされる場合につきましては、かかりつけ医へ、御連絡いただくこと、またかかりつけ医がいらっしゃらない場合には、身近で診察いただける医療機関を御案内させていただいております。また、御本人から発熱等により、パルスオキシメーターの早期使用を御要望いただくような場合もございまして、こういう場合につきましては職員が玄関前に置き配するなど、できる限り早期の対応をさせていただいております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、発熱をして、連絡、ほかの議員の質問でもございましたけども、なかなか電話が繋がらず、困っているという相談もお受けしておりますけれども、相談センターの問合せに対して、東大和コールセンターとともに、土日を含め、24時間受け付けています東京都の発熱相談センターも、市報やホームページ等に広く知らせる必要があると思っておりますけれども、ぜひ広報をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 発熱時に御連絡いただく東京都発熱相談センターなどの情報につきましては、今現状でもホームページ等に掲載させていただいておりますが、さらに市民の皆様に分かりやすく、情報の提供ができるよう他市の情報発信内容や、その他、方法等を研究させていただきたいと思っております。また、市報の令和4年9月1日号の帯の部分に、発熱症状のある方へとして、今回、掲載させていただきました。紙面につきましては、十分に有効活用させていただきたいというふうに努めていきたいと

考えてございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。その前の市報については、掲載されていなかったものから、お話をさせていただきました。引き続き、様々大変だと思いますけれども、対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2点目の空き家対策について、再質をさせていただきます。市内を回っておりますと、空き家を本当に多く見かけます。市内全域によると思うんですけれども、今回、市道路線、認定された桜が丘4丁目地区は、この辺りは、ここ数年、新興住宅の建設、建設ラッシュと言われるほど、戸建てがどんどん今、建設をされております。

と同時に、その近隣には、また空き家が逆に増えています。そういった意味では、この現状を見たときに、やっぱり対策は待ったなしだなと私は今、感じております。市長答弁で、空家実態調査報告書の公表後、管理不適正空家等の現地確認により判明した37棟ということですが、どのような状況なのかお伺ひをしたいと思ひます。

○まちづくり推進担当課長(梅山直人君) 管理不適正空家等の現地確認につきましては、令和2年度及び令和3年度に実施しております。令和3年11月の現地確認におきまして、管理不適正空家等37棟のうち、おおむね3分の1程度について、老朽空き家の除却や、繁茂した樹木の伐採など、管理状態の改善が確認できたところであります。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) この37棟のうちの3分の1、確認できて伐採をしたということで、さらに進めていただきたいと思うんですけれども、この管理不適正空家等の現地確認を、結果を踏まえた上で、今後の取組の方向性についてお伺ひしたいと思ひます。

○まちづくり推進担当課長(梅山直人君) 管理不適正空家等の所有者等に対しては、必要に応じて適正管理を求める通知や啓発を行っており、これらの働きかけは所有者等による主体的な取組に一定の効果があるものと考えております。今後、計画策定を進める中で、所有者等に対する効果的な働きかけの手法や、将来的に特定空家等が発生した場合の対応などについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

続いて、②の東大和市空家等対策計画策定懇談会についてでありますけれども、合計7名の委員ということですが、過去2回開催された懇談会の要旨と今後の予定についてお伺ひをしたいと思ひます。また計画策定後について、有識者や専門家の御意見を聞きながら取組を進めることが重要と考えますが、その点についてもお伺ひをいたします。

○まちづくり推進担当課長(梅山直人君) 令和4年2月の第1回懇談会では、住宅土地統計調査や、空家実態調査の結果などを踏まえた当市の空き家の現状、課題、対応を主な議題とし、委員から空き家になる前の対応が重要である、多くの団体との連携が重要である、東大和市の交通利便性や住環境などの条件は比較的よいので、空き家を市場に戻すための取組などが重要であるなどの御意見をいただきました。

また、令和4年5月の第2回懇談会では、空家等対策の基本的な方針(案)に基づく具体的な取組などを議題とし、委員からは、所有者等による主体的な取組を促すような周知啓発が重要である。管理不適正空家等へ

の注意喚起の工夫や、所有者等が自ら管理状況をチェックできる仕組みづくりなどによる、特定空家等の発生抑制が重要であるなどの御意見をいただきました。今後は令和4年11月上旬に第3回懇談会を開催し、パブリックコメントの結果などを踏まえながら、改めて計画内容等について御意見を伺う予定としております。なお、懇談会の設置は、計画策定までとしておりますが、今後、計画策定を進める中で、計画策定後の取組状況の定量的な評価検証や、特定空家等の措置の妥当性を審議するための会議体の設置などについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。やはり団体との提携が重要と、また発生抑制が重要ということで、私も認識をしておりますけれども、続いて③の空き家の相談窓口についてお伺いしたいと思うんですけども、私も空き家がある近隣の住民から御相談を度々お受けをいたします。特に所有者が亡くなって、樹木が生い茂り、そのままの状態が続いているため、放火の危険、近隣や道路に樹木がかかり伸びて困っていると。また、老朽化しているため、建物が強風などにより飛ばされる危険もあると。対策が急がれますけれども、今後どのように取り組んでいくのかお伺いをしたいと思います。

○まちづくり推進担当課長(梅山直人君) 周辺住民等から適正管理を求める相談があった空き家について、所有者が亡くなっている場合は、必要に応じて、親族や相続人などを調査した上で、適正管理を求める通知を送付しているところであります。今後、計画策定を進める中で、より効果的な働きかけの工夫や、将来的に特定空家等が発生した場合の対応などについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 本当に空き家というのは、ただ単に本当、放置しているとそのまま老朽化が進むだけです。そういった意味では迅速に対応していただきたいと思います。

続きまして、空き家の相談に関わる関連団体との協定についてでありますけれども、以前、一般質問でも御紹介しましたが、東大和市では市と連携して、空家・空地管理センターが主体で、セミナーが開催されました。私も参加をしましたが、これには多くの高齢者の方も多かったんですけども、中には若い方もいらっしゃいました。そういった意味では、関心があるのかなというふうに思っておりますけれども、空き家については様々な問題を抱えていることが多くありますけれども、埼玉県横瀬町では、自治体と不動産会社が連携し、家の状態や価値を無料で調査をしております。今後、関連団体との提携や連携などを行い、相談支援をしやすい体制をつくる必要があると考えます。

また隣の小平市ですけれども、平成29年には行政書士会と空き家等対策に関する協定を結んで、所有者等への意識啓発、また助言などにより、適正な管理がなされていない空き家等の発生の未然防止、また空き家等の有効活用等、推進をしております。様々なことがございますけれども、ぜひ進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○まちづくり推進担当課長(梅山直人君) 他の自治体における取組等も参考にしながら、多様な主体と連携した相談体制を構築することで、市と関係団体との適切な役割分担の下、様々な課題に的確に対応できるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 私、相談体制、すごく大事なことだと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続いて、空き家バンクの設置についてでありますけれども、平成31年2月の時点で、全国の603の自治体が全国版バンクに参加をしております。成約に至った物件数は累計で1,900件を超えております。多摩地区では、青梅市、国分寺市が参加をしておりますけれども、埼玉の羽生市ですけれども、ここは空き家及び空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、空き家・空き地バンクを開設いたしました。この制度は空き家及び空き地の賃貸または売却を希望する所有者の方から情報提供を受け、市の空き地・空き家バンクに登録した物件情報を、市内へ移住及び定期的な滞在を希望する方へ提供するものであります。本市としても、全国版バンクの活用、また自治体独自のバンクの構築を検討する必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 現在、計画策定を進めている中で、空き家等の適切な流通、利活用の促進について検討しているところであります。全国版空き家バンクの活用や、自治体独自の空き家バンクの構築につきましては、他の自治体における運用事例や費用対効果などについて、引き続き調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 様々、相談体制、やっぱり充実だと思いますので、その上で様々、事例を参考にさせていただきたいなと思います。

また、次、④ですけれども、東京都が市区町村に、いわゆる空き家利活用等区市町村支援事業、これに関しては空家の実態調査等でも、支援事業として補助が活用されたと思いますけれども、これに関して、埼玉県の高巣市ですけれども、空き家の解体を促すために、解体費用の一部、これ30万円を上限ですけれども、補助をする制度を今年度から実施をしております。本市においても、東京都の支援事業を活用することができるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 空き家等の除却に要する費用の助成につきましては、老朽空き家対策及び新たな所有者等への承継の促進という観点から効果があるものと考えております。今後、計画策定を進める中で、旧耐震基準で建てられた戸建て住宅の除却費用などに対する助成制度の創設等について検討し、あわせて国や都の補助金の活用について、調査等を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この空き家に対する補助ですけれども、様々、利活用も含めて、様々補助制度があると聞いております。ぜひ、使えるものは全て使えるようにしていただきたいなと、ぜひ進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、空き家対策について市長の所見を伺います。

○市長（尾崎保夫君） 良好な住居環境、住環境につきましては、やっぱり市の魅力の一つになるのかなと思っております。その質の向上につきましては、やっぱり一つ一つのお住まいの質の向上を図ることが重要であるというふうには考えてございます。空き家対策に当たりましては、所有者の皆様や、住まいの状況に応じてより効果が発揮されるよう、取組内容を工夫していくことが必要であると考えており、今後このような視点を踏まえ、計画策定に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 市長、ありがとうございました。やはり空き家を増やさないと、空き家を放置させないということが大事だと思います。また、先ほどからお話をしておりますけれども、相談体制も重要だと私

は考えております。ぜひ、市長が今御答弁された工夫をしながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これで、2点目の項目は終了いたします。

続きまして、3点目のネーミングライツの推進について再質をさせていただきます。

これに関して、他自治体においては、ネーミングライツや広告掲載を幅広く導入しているケースがあります。本市として、広告ケースを実施しておりますけれども、どのような項目実績があるのか、お伺いをしたいと思います。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） ネーミングライツにつきましては、施設以外で実施しているものはございませんが、広告につきましては、広告収入を得る取組として、市報、ホームページ、モニター広告、広告看板、広告付庁舎案内版、家庭廃棄物有料袋などがございます。また、封筒への広告として、窓口において、住民票などの交付と合わせて配布している封筒については、企業が広告を付すことにより、当該企業の負担で封筒を市に納品してもらっています。暮らしの便利帳やおくやみガイドブックなどについても、同様の取組を行っており、広告収入はありませんが、経費の削減につながっております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 本市としては、ネーミングライツに関しては、先ほど市長から答弁がありましたように、スポーツ施設、市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、陸上競技場、上仲原公園野球場、上仲原公園テニスコートということですが、これは自治体によって、ネーミングライツの捉え方、考え方がまちまちでありまして、公共施設以外にも、やはり市道だとか、中には会議室だとか、様々、自転車等駐車場とか、そういった様々なものがネーミングライツとして募集を行っております。そういった意味では、幅広く進めるべきと私は思います。現在の本市で、実施しているネーミングライツの命名権料についてですけども、これについてはどのように使用されているのか、お伺いをしたいと思います。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） ネーミングライツの命名権料につきましては、体育施設などの設備の充実や、スポーツの振興のために使用しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関してはスポーツ施設ということで、そのような形で使われているんだなとは思いますが。現在、ネーミングライツ等を導入して、財源を有効に利用している自治体が非常に増えております。ここで幾つか事例を紹介させていただきますけれども、近隣では羽村市が、今年の7月からネーミングライツを募集しまして、生涯学習センター、また図書館、公園等にネーミングライツが導入をされました。町田市に関しては、先月ですね、募集を球場、体育館、グラウンド、市民球場の募集を開始しております。先ほど私がお話をしたけれども、道路だとかというのは、埼玉県戸田市に関しては道路、道路2か所に、ネーミングライツが、市道ですね。ネーミングライツをして、命名権料を取得をしております。

また歩道橋ですけど、これ山口県の下関市では、冠婚葬祭の大手が市内の2か所の歩道橋に、ネーミングライツを使用しております。あとまた変わったところでは、神奈川の横浜と京都市、特に神奈川の新横浜駅の2つの公衆トイレですけども、公衆トイレにネーミングライツを使用しています。京都市に関しては、トイレのトイレメーカーがネーミングライツを使用しております。この神奈川の横浜市に関しては、そういった関連の会社がネーミングライツをしているということで、これは命名権料ではなくて、その対価として、お金ではなくて便器の交換とか照明器具の取付け、定期洗浄などを行っているということで、そういった意味では、命名権

料ではなくて、そういった管理をしていただいているということがあります。

また、千葉県の富津市ですけれども、この富津市に関しては、市役所に駅前芝生広場があるんですけれども、これもネーミングライツを使用して、芝生の管理が対価として行われている。そういうことがございます。また、最近では茨城県の古河市ですか、古河市に関しては、図書館の雑誌の最新号のカバーに、広告スペースとして利用して、雑誌スポンサー制度ということで導入をしております。掲載料の原資に、図書館のサービス、図書購入とか図書館の運営を行っているようですけれども、広告掲載料は1市当たり年間1万2,000円で、現在16社、22誌に広告掲載をしております。様々な形で、そういった部分のネーミングライツを利用して、収入源とともに管理をしてもらっているという部分がございます。

参考事例も数多くありますけれども、ぜひ東大和としても広く推進して、実施に向けた検討をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） ネーミングライツは、自主財源の確保という点で重要な取組ではありますが、これを成功させるためには、大きく2つのポイントがあると考えます。1点目は、市と企業の双方にとってウィン・ウィンの状態が必要で、その状態が続くことであります。市は、一定規模の収入の確保と、ネーミングの継続性を重視します。また、企業から見れば、宣伝効果を重視すると言えます。宣伝効果の高い施設、つまりそれは収入効果も高い施設であり、これがウィン・ウィンにつながります。

2点目は、市民の理解であります。ネーミングライツ自体は、企業名が入ることも多いため、市民が無条件で歓迎するとも言えません。例えばロンドみんなの体育館のように、「みんなの」を入れることで、市民から見て受け入れやすくなります。また、スポーツを売りにする事業者であり、施設と親和性のある取組も可能です。施設の性格、市民への還元、ネーミングの継続性といった市民の視点も必要です。今回、議員から他市の状況なども御指摘いただきましたので、今後その内容を確認させていただきながら、自主財源の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ぜひ課題もあると思っておりますけれども、財源確保につながると思っておりますので、先進事例を参考にしながら進めていただきたいことを要望して、最後の質問に入ります。

続きまして、AEDのコンビニエンスストア等への設置についてでありますけれども、これに関しては様々、私は質問させていただいておりますけれども、以前の一般質問の答弁で、市として設置することについて調査研究をしていくということだったんですけれども、他市の事例を参考に、実施に向け進めていただきたいと考えます。

今回、八王子市と小平市の事例を挙げさせていただきましたけれども、八王子市に関しては、議会、庁議でも取り上げられまして、令和2年から3年間、実施をして、これはかなり、大がかりですけれども、250台の予定で設置をして、今年度94台で達成をするという、市がリースをして1台当たり3,175円ということになります。

1年目、AEDの空白地域、設置目安となる調査300メートルの間隔を調査して設置をしたということです。この設置をして、コンビニ近辺で人が倒れ、気づいた住民がコンビニに駆け込んで、AEDを使用して、一命を取り留めたということもお聞きをいたしました。小平市に関しては、AEDの空白地域1か所に設置をしております。AEDは価格高騰であって、初期投資に相当の経済負担、課題であるということでありました。またモデル事業として、AED空白の地域の使用に関して課題があるということも答弁がされましたけれども、費

用を抑えてAED空白地域として、以前にも取り上げました芋窪地域にコンビニに1台設置をできないかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(伊野宮 崇君) 先ほども市長答弁でも触れましたけれども、市内の空白地域といたしましては、清原地区や高木地区の一部、そして議員の御指摘の芋窪地区ですね、この一部なども該当いたします。芋窪地区につきましては、24時間営業のコンビニエンスストアが、五中の南と、それから七小の北側、1店舗ずつで計2店あるものと認識しております。ただし、他の地域では、コンビニエンスストア、そのものが見当たらないということもございまして、コンビニエンスストアへの配置だけでは、空白地域の解消にはつながらないということも認識しております。

また、私ども包括連携協定というものを結んでいますセブン-イレブン・ジャパンさんと話をしましたが、このAEDを設置する場合には、経費は全て自治体側負担ということでもあります。それから、モデル事業でございませけれども、モデル事業をこれ導入した場合には、将来的には事業を拡大することが予想されますけれども、経費は全て市が負担するということとなりますと、相当の財源を確保しない限り、実施は難しいものと、このように認識しております。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) 相当な財源という話でありましたけれども、財源の確保と、コンビニエンスストアの配置だけでは、空白地域の解決につながらないという、今お話でしたけれども、現状、小平市の事例もあるように、空白地域で設置が可能なところに設置を検討していただきたい。また、設置している他自治体を参考に調査する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事(伊野宮 崇君) 小平市の事例、議員が御説明されましたが、私どもでもちょっと確認をさせていただきましたが、小平市の趣旨は、小平市立の運動グラウンドにAEDを設置しようとしたんですけれども、設置に適切な場所がなかったと。このため近隣のコンビニエンスストアに設置を依頼したところ承諾を得たので、1か所設置をしたということもでございます。その関係で、今後拡大をするかということにつきましては、小平市は现阶段では考えていないと、こういうお答えでございました。

一方、八王子市は、議員も先ほど御説明されましたが、300メートルの間隔以内に1か所設置するというのを目的に、200か所以上のコンビニエンスストアに配置するという計画でございます。全て一般財源で行うということで、財政力がある自治体であるからこそ、できる手法というふうに認識しております。

ただいま説明したとおり、設置を進めている自治体におきましても、その目的や規模というものは一様ではございませんで、各市それぞれの考え方の下に取り組んでいるというふうに認識しております。まずは議員のほうから、設置対象地域を絞り込んで、芋窪地域ですかね、実現可能な地域から設置していくというような御提案がございましたけれども、そのためにはまず、どのような目的で設置をするかということ——という事業目的を明確にすることや、公費を充当する事業でございませから、その財源をどのように確保するかといった課題を研究する必要があるものというふうに考えております。引き続き、他市状況を含め、この事案につきまして調査研究を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。様々、課題があると思いますが、その財源についてですけれども、新たなネーミングライツ、また公告の財源を活用して、AEDの設置を推進することはできないのか、また国や東京都の補助があれば、設置する考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 前段の新たなネーミングライツなどの財源を活用したAEDの設置についてであります。現行の体育施設などへのネーミングライツにつきましては、募集要項で事業者を公募する際、命名権料を当該体育施設などのスポーツ振興事業や運営にかかる経費として活用するとしております。これはネーミングライツを成功させるためには、民間企業としての広告効果が重要であり、そのためにはネーミングについて、施設の利用者に御理解いただき、使用していただくことが不可欠であるからです。このようにネーミングライツを成功に導く立場からは、命名権料は、当該施設のために使うことが必要と考えております。

また、新たな広告収入の財源を活用し、AEDを設置する場合には、広告収入をAEDの設置のための特定財源とすることとなりますことから、その広告の内容がAEDと関連性があるかどうかなどについて検討する必要があります。このため現時点におきましては、広告収入をAEDの設置のための財源として活用することにつきましては、さらに調査研究が必要と考えております。

以上でございます。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 国や都の補助ということでございますけれども、市がAEDを設置する場合に、現在のところ国や東京都においてAEDの設置を補助する事業というものは、確認されておられません。

なお、補助があればという仮定的な条件でございますけれども、事業目的を先ほど申し上げましたとおり、どのように設定するかですとか、あるいはコンビニエンスストアの店舗オーナーの理解を得られるかといった課題というものは残りますけれども、少なくとも財源の問題は、課題と位置づけることが必要なくなるということでございますので、事業を実施するためのハードルは下がるものというふうに認識しております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 当然、オーナーによって様々な考えがあると思っておりますけれども、中にはAEDを設置していただきたいという話もお聞きしております。様々、財源を含めて課題はあると、当然私も認識しておりますけれども、安心・安全を守るために必要な場所に設置できるよう、改めて要望をしまして、今定例会での私の一般質問は、終了いたします。

御答弁ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時50分 休憩

午後 3時59分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大 川 元 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、20番、大川 元議員を指名いたします。

〔20番 大川 元君 登壇〕

○20番（大川 元君） 議席番号20番、やまとみどりの大川 元です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1、新型コロナウイルスワクチン4回目接種について。

①接種状況について。

②ワクチンの供給体制について。

③今後の予定について。

以上にて、壇上の質問は終わらせていただきます。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。

よろしくお願いいたします。

[20番 大川 元君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種状況についてであります。令和4年8月22日時点の接種状況であります。基礎疾患がある方や医療従事者等を含め、全体として1万5,101人の方が、4回目のワクチン接種を完了しております。このうち、60歳以上の対象者につきましては、接種率が約58%となっております。

次に、ワクチンの供給体制についてであります。国の通知では、ファイザー社製ワクチンにつきましては、新たな供給はなく、現在保有するワクチンをもって、4回目のワクチン接種を進めてまいります。また、モデルナ社製ワクチンにつきましては、追加の供給がありますことから、今後の4回目の接種枠など、必要数を勘案し調整を進めているところであります。

次に、今後の予定についてであります。国におきましてはオミクロン株対応ワクチンの接種を開始しておりますことから、市におきましても、鋭意、接種に向けた準備を進めているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○20番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次、再質問させていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種については、令和4年5月25日から開始されましたが、その時点では60歳以上、もしくは18歳以上59歳以下で基礎疾患等を有する方が接種の対象となっておりました。前回のずっとコロナ関係、聞いてる中で、前回の一般質問でも伺いましたが、現時点における4回目接種のおのおのの対象者数は何人なのかをお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルスワクチン、4回目の接種対象者であります。60歳以上で3回目接種完了された方は、8月22日時点におきましては2万5,354人となっております。18歳以上59歳以下で基礎疾患等を有する方は、8月28日時点におきましては、接種券の発行申請ということで御答弁させていただきますが、926人となっております。また、医療従事者の方から接種券の発行申請をいただいております。こちらにつきましては1,454人の方からいただいております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 了解しました。その上でちょっとお聞きしたいんですけども、ホームページで、4回目接種の接種人数等が掲載されてませんが、現時点においての接種人数を教えてください。市民の皆様、状況をお知らせするのに、ホームページの掲載が必要だと思うんですが、私は、今後のホームページの掲載予定についてをお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 令和4年7月22日から医療従事者、また高齢者施設の従事者等の方が、4回目接種対象として決定されたことから、5月25日時点での接種対象者の要件とは異なる

りますが、8月22日時点では、先ほど市長が答弁いたしました、1万5,101人の方が接種いただいております。また、市公式ホームページへの掲載についてでございますけれども、4回目接種の方、こちら対象者が限定されておりますことから、どのような掲載内容が適切に、分かりやすいかということも含めまして、今後掲載に向けた検討をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 今、御答弁いただいたとおり、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種が始まった5月25日以前においては、医療従事者、高齢者施設、障害者施設の従事者は4回目接種の対象となっております。国の当初の考えでは、感染拡大を防ぐことよりも、重症化予防を進めるためであったのかなということが考えられます。また、医療従事者等への接種については、エビデンスがないからと、4回目接種、対象から除かれたものと解釈しております。その後、新型コロナウイルス感染症の第7波の影響もあり、国においては7月22日から医療従事者などを4回目接種の対象と位置づけたというふうな動きがありました。ただ、当初から私のお世話になってる方でも、災害医療センターに勤めて、コロナ対策部署で勤務している方もいます。

4回目接種については、医療従事者も対象にしたほうがいいという声が、早い段階から私のところにも、寄せられておりました。そのことについて、市としてはどのように考えていたのか、そして重症化が懸念されている方と接する機会の多い、医療従事者や高齢者施設の従事者が、4回目接種の開始当初には対象から外されており、国が有識者の御意見をいただいた中で、改めて医療従事者や高齢者施設の従事者を、接種対象に決めているという動きがありました。

国と、あと東大和市は、地方自治法が変わってからは、横並びの関係ということになっておりまして、上から下というふうなそういう関係ではないわけです。ということは、そういうふうに法律が変わったということは、国であったりとか都に、私の考えでは市民の命を守るということについて、任せておいて、そのまま放置してるというか、そういったことではいけないというふうに考えるんですが、やっぱり市としては、やっぱり横並びの関係ということについて、市民の方から早期に実施したほうがいいんじゃないかって意見があったということについてどのように考えるか、そのことについてお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 国が接種対象者など、接種に係る基本的な方針につきましては、決定しておりますことから、市といたしましてはその決定のとおり、漏れのないようにワクチンの接種事業を確実に、迅速に、実施していくことが求められているものと考えてございます。今回の医療従事者等の方が4回目の接種対象者から当初、除かれていたことに対しましては、市長会を通じまして医療従事者等が4回目の接種対象者から除かれている理由について、説明を必要であるということの認識から、東京都を通じて国に要望を提出させていただいて、申入れをさせていただいているという状況でございます。

確かに横並びということもございますが、国におきましても、有識者の会議において、接種対象者、こちらのほう決めておりますので、その中で、接種対象者についてはこうだという話でございますので、そこについては漏れのないように、市としてはさせていただいているということでございます。また接種に認められていることに関しまして、国が7月22日、市は医療従事者の方へ速やかな接種を進めるということもありまして、8月3日と7日におきまして、集団接種会場で、市内在住者及び在勤の医療従事者等の方を対象といたしまして、接種券なしでの接種につきまして迅速に対応させていただきました。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 市が、市長会を通じて要望を出して、そういった声があるということについて、動いてたということについては、今御答弁、理解できました。ただちょっと、現実的な問題としては、大々的にニュースで報道されたのが、ちょっと私が見たことでは広島市民病院のケースなんです、病棟看護師の間でクラスターが起り、職員が病休となり、シフトが組めなくて、職員が足りないということで、患者を受入れられない事例が生じておりました。このことについては、さすがに広島市民病院まで行かなかったんですが、私も災害医療センターであったり、東大和病院でも、そのコロナに感染した職員が出たという話は聞いております。やっぱりこういう事例があったということについて、市民の命を守るという観点から、このことについて市としてはどのように考えるかをお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 市内の診療所におきましては、職員等の新型コロナウイルス感染症の罹患により、休診期間を設けたところもあったと聞いてはございます。市内での医療提供が停滞しないよう、休診する医療機関の情報等につきまして、東大和市医師会がその他の医療機関と情報共有等を行い、対策をしたということも聞いてございます。また市内の病院におきましては、職員等の新型コロナウイルス感染症の罹患による病休はあるものの、通常診療体制の維持はできているということも聞いてございます。市内の医療体制を維持していくため、医療従事者等の4回目接種を速やかに進めることは重要であるという考えでございます。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 今できる中で、速やかに対応を進めるというふうな市の姿勢が分かりました。ただ現在のコロナ対策については、市だけの責任ではないし、市の責任はむしろあまりないのかもしれないですけども、後手後手になっているのではないかという市民の声もあります。これは、あれなんですけれども、ただ後手後手になっているという市民の声に対して、市から都や国に対して4回目ワクチン接種の早期実施を要望をしたことというのはあるのかということについてちょっとお伺いしたいんですが。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 新型コロナウイルスワクチンの4回目接種につきましては、令和4年3月末から国のワクチン分科会におきまして、世界的に4回目接種を推奨している国は限定的であること、また推奨している国でも、対象者を限定していること、4回目接種の有効性、安全性についての科学的知見は限られていることを踏まえつつ、4回目接種を実施する方向性が示された経緯がまずございます。市といたしましては国の方向性を把握しつつ、迅速な4回目接種の実施に向けまして、関係機関との調整を含め、庁内の体制を整えるなど、これまでも鋭意先進してまいりました。なお4回目接種の早期実施に限定した要望は、国や都に対しては、そこは行ってはございません。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 市としては、できる範囲内でできる努力をしてきたことについては、私も理解しております。ただ横並びの関係であるのであれば、後手後手に回ってるということに対して、国や都の責任として、市としては逃げるというわけにもちょっといかない部分ではないかなというところは私も考えております。なんでこれは要望ですけども、今言った、ちょっとそのことを意識して、今後も対策に当たっていただきたいと思っております。

それでは、次にワクチンの供給体制についてお伺いします。

4回目接種のワクチンについては、国からは、ファイザーは既に配分されているワクチンで接種を進めること。また、モデルナは、追加配分があると市長答弁をいただきました。ワクチンの供給は、今後どのようにな

るのか、また全体に充足されているかについてお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に必要なワクチンにつきましては、国においてモデルナワクチンの追加配分を行うと通知をいただいているところでございますので、現在必要数を確保できる見通しではございます。なお、オミクロン株対応ワクチンの接種、こちら実施できるよう国から要請されておりますので、オミクロン株対応ワクチンの接種について、初回接種である1回目と2回目の接種済みの方が対象となる見込みでありますので、この点も踏まえまして今現状、ワクチンの供給が国から継続されて、市のほうに配分されてるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） ワクチンについては、薬事承認されているワクチンについて、4回目接種用には十分に配分されているということだというのが理解できました。また、オミクロン株対応ワクチンの接種に必要な初回接種用である1回目、2回目の接種の未接種者への対応が、今後問題になってくるように感じます。これは要望なんですけども、引き続きそのオミクロン株の1回目、2回目の未接種者への対応について丁寧に、臨機応変によろしくをお願いします。

それでは、次に今後の予定についてお伺いします。

新型コロナウイルス、オミクロン株対応ワクチンの接種について、現時点で対象者や開始時期など、分かる範囲内で内容をお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 現時点で把握している内容であります。対象者につきましては、先ほど申し上げたとおり、初回接種である1回目と2回目の現時点で接種できるワクチンの接種済みの方、こちらの方は全員が対象という形でございます。オミクロン株対応ワクチンの薬事上の承認がなされれば、9月中に輸入がされるということも聞いて及んでございます。その後の接種時期につきましては、国がこれから定める時期での接種を始められるよう、自治体において準備することとされております。今の段階では、18歳以上が対象ではないだろうかということ考えてるところでございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） いろいろと理解できました。その上でちょっとお聞きしたいんですが、集団接種及び個別接種などどのようになるか分かれば教えていただけますか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 現時点でのお話になりますが、東大和市医師会及び関係機関の皆様と、現在、御意見をいただきながら検討を進めている段階となっております。今後、詳細が決まりましたら情報提供のほうはさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 今後、詳細が決まったらお知らせいただけるということなので、了解しました。

よろしくお願いたします。

それでは、今後のコロナ対策についてお伺いします。

国は地方に権限を移譲するという方針が、度々、マスコミを通じて、私も見てるんですけども、マスコミの報道を見ると、決まったことが、ちょっとこう、翌日になったら少し変わってて、また翌日になったらまた変わっててということで、ちょっと二転三転している印象を私は受けるんですが、現時点において東大和市に対して、どのように説明されているかについて、分かる範囲内で教えていただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 今議員のほうでおっしゃっていただいたところとい

うのは、きっと陽性者の関係での全数把握というところが、今当初、各都道府県のほうからの考えで行う。また、それが変わって全国統一というふうなお話だったというふうに認識はさせていただきました。こちらのほう、市のほうにですが、新型コロナウイルスの感染症への対応ということで、何かお話があるかという、今のところはこれではございません。ただ、こちらのほう、長期的にコロナ対策、続くものでございます。国は各分野にわたる対策の方針を検討することというふうに捉えてございます。市では引き続き、国の対策方針など、動向の把握に努めさせていただき、漏れのないように、ワクチン接種、またコロナ対策させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） ちょっと、一つ、素朴なことをちょっとお聞きしたいんですが、報道内容でも二転三転して、確実な情報が今、市民に伝わってきてないというふうな状況になるんですが、市としてはその報道を受けてから、そういった方向性になるということについて、初めて知るみたいな、そういった状況になっているんでしょうか、そのことについてお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） こちらについては国のほうが、まず地方自治体のほうに説明会というのは、大体今、月1回、行ってございます。その月1回の間に、報道機関が様々な形でリークをしてるというような状況でございます。今議員もおっしゃっていただいたとおり、報道のほうから知るところはゼロではございません。多分に含まれているというふうに現状考えてございます。ただ、東京都におきましても、その情報というのはなかなかつかみ切れていないというところがございまして、私たちにつきましても、鋭意そこは努力をさせていただき、最新の情報をつかむような努力をさせていただき、市民の皆様、的確に早く迅速に情報の提供をさせていただけるように、今、事務執行をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 今、聞いた話ですと、市としては努力してるということは分かりました。ただ、国と都と市が横並びの関係であるんだとしたら、何か一方的に私の印象では、国が報道機関を通じてこうするからというふうな、権限移譲するからということ、ちょっと言い方はあれなのかもしれないですけども、地方に全然相談することなく、何か一方的に決めて、それが報道されて、市に分かるということで、押しつけられてきているような印象を受けるんですが、そういった、ちょっと、押しつけられているような印象というのはあるのかについてお伺いします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） まずコロナ対策というのは、国を挙げて行うものだという認識を持ってございます。地方自治体としては、その国の方向性を持った中で、的確に行うということで、東大和市は今現状進めてるところでございます。ただ、東大和市としましても、国の方向性はあるんですが、それもそうですが、新型コロナ対策ということで会議等を持ち、独自の方向性を定め、その定めた内容に基づき市民の皆様、基本的対策の実行をお願いする、そういったことも行ってございますので、国だけが行っているような話ではございません。地方自治体として、東大和市として考えた中での行動ということも行ってございます。また、ただワクチンに関しましては、国が一元的に輸入をするということもございまして、そういったところはやはり国主導にならざるを得ないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） まあ、そうですね。ある程度やっぱり国が一元的にワクチンを手配して、それを地方

に配分していくということで、そのことについては私も理解しております。ただ、一方的に何か全数把握の問題についても、地方に権限を移譲してきて、その権限を移譲してくるということは、責任も押しつけてくるということになるわけであって、私が危惧していることは、そういった責任を一方的に国が押しつけてくるということが、市に対してあったらまずいんじゃないかなというところと、あと市民の方がちょっと一つ言われたことは、これは私としてはちょっと市に対する要望なんですけど、私に言ったことが、国に通さなきゃいけないという言い訳を、私自身もちょっとしてしまったんですけれども、市民からすれば私に言ったということにおいて、その意見が、そのコロナの対策について、ちょっとこうねえ、通ったもんだというふうに思うわけなんですよね。先ほどもほかの議員の話もありましたけど、やっぱりその市民の方の意見がきちんと反映されるということが一番、私としては重要だと考えておりますので、これは要望なんですけど、私自身も気をつけますけども、できるだけきちんと市民の期待に応えられるように、対策をやっていければと思いますので、その点、臨機応変に対応をお願いします。

まとめに入るんですけども、新型コロナウイルス感染症との闘いは、もう何か長丁場で、気がついたらもう3年になっております。7月中旬以降、第7波による感染者も急増しておりまして、9月に入っても、少し減りましたが、予断が許さない状況が継続しております。国により、オミクロン株対応ワクチン接種が実施されるというふうに聞いておりますけれども、都合5度目のワクチン接種となりますので、5回目になってくると、さすがにちょっとこう、識者の中でも意見が分かれてて、さすがにちょっと5回だと、回数が多過ぎるだろうという方もいらっしゃる場所なんですよね。なので、その辺の安全性についても、市民の命を守るという点においては、これ要望なんですけども、市にはきちんと、国や都に任せるのではなくて、市独自でできれば情報を把握して、市民にきちんと安全なワクチンが提供できるようにしていただきたいと思います。

また感染症の分類が5類になるのかなど、それを決めるのはちょっと国なんですけれども、ただ5類にしていいのかということについては、東大和市でも独自に、何ていうか考えを示したほうが私はいいいと思いますので、その点についてもちょっと、意見ができるのであれば、考えていただきたいと思います。

今後、第7波となる新型コロナウイルスワクチンによる影響が落ち着いた段階で、いろいろなことが分かってくると思うんですけども、国や都の様々な動きに対して、状況に合った対応を今後も望みます。また、今後始まるオミクロン株対応ワクチンの接種の実施を、安全に、また着実に進めてくださるよう要望しまして、ちょっと、最後のまとめが長々となりましたけれども、私の今議会での一般質問を終了いたします。

職員の皆様には、一生懸命やっていただけだと思いますので、ありがとうございます、もう本当に。ただちょっと、何かそれなのに、何か国がちょっと一方的に、少し話を進め過ぎているような印象がありましたので、その点については私も理解しておりますので、できる範囲内で引き続き臨機応変な対応をよろしく願います。

どうもありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、18番、東口正美議員を指名いたします。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問させていただきます。

東大和市では、令和2年、学校の適正規模及び適正配置等の方針、東大和市立小・中学校再編計画を発表し、それに基づき、令和4年1月に、学校施設長寿命化計画が策定され、市内の小・中学校施設の包括的な方針が示されています。

昨日、議会初日の全員協議会では、第七小学校、第九小学校の統廃合について、現在の取組を御説明いただきました。また、東大和市においては、令和6年4月の開園を目指して、（仮称）児童発達支援センター及び認可保育園整備の準備が進められています。そして、さらに東京都からは令和9年4月、向原地域に都立北多摩第一特別支援学校（仮称）の開校をされることが発表となっており、8月30日に市民に対して工事説明会が行われたところです。このように、東大和市における学校教育及び子育て環境の施設整備計画が示され、今まで以上に子育てしやすいまちとして、充実した環境が整えられる予定となっています。その中でも、児童発達支援センターの開設、都立特別支援学校の新設は、東大和市の特別支援教育に大きな影響を及ぼすものと考えます。

そこで、1番、特別支援教育推進計画と学校施設長寿命化計画、児童発達支援センターの施設整備及び都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の新設について質問いたします。

①として、特別支援学級・特別支援教室の適正配置について伺います。

アとして、現在、特別支援学級は小学校では第三小学校・第九小学校に、中学校では第一中学校に固定級として設置されていますが、学校施設長寿命化計画では、三小・九小・一中ともに統廃合の予定となっています。また、年少人口の地域別将来推計の児童・生徒数も示されている中で、今後の適正配置についてどのように考えているのかお聞かせください。

次に、イとして、第三次東大和市特別支援教育推進計画には、小学校における情緒障害特別支援学級（固定級）の必要性が高まっているとありますが、今後の取組についてのお考えをお聞かせください。

ウとして、同じく第三次特別支援教育推進計画には、少子化が進んでいる一方で、就学相談は増加傾向にあることが示されています。そこで、各校に設置されている特別支援教室の教室数や人材の確保、また体制整備など、現在の課題と今後の取組についてお聞かせください。

②として、児童発達支援センター及び認可保育園が、第八小学校隣の元第二給食センター跡地で整備が進められています。このことが東大和市の特別支援教育に与える影響をどのように考えているのか、お聞かせください。

次に、③として、向原地域に都立北多摩地区特別支援学校の新設がされますが、このことが東大和市の特別支援教育に与える影響をどのように考えているかお聞かせください。

次に、2番として、マイナンバーカードの交付とマイナポイントについて質問いたします。

改めて、J-LIS、地方公共団体情報システム機構、マイナンバーカード総合サイトを開き、マイナンバーについて確認すると、「マイナンバーとは行政を効率化し国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤です。住民票を有する全ての方に1人1つの番号をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度です。」とありました。また、マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載された顔写真付のカードであり、マイナンバーカードはプラスチック製のICチップつきカードで、件名に、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示され、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも御利用いただけますとありました。現在、国ではマイナンバーカード申請を推進するため、最大2万ポイントのマイナポイントの

付与を行っています。そこで、現在の状況と課題を確認するため、以下の質問をいたします。

①マイナンバーカードの交付について。

アとして、現在までの交付数の状況は。

イとして、多様な交付方法の内容と効果について。

ウとして、交付促進の課題と今後の取組について伺います。

次に、現在行われているマイナポイントの付与の内容について、改めて申し上げますと、マイナンバーカードと、キャッシュレス決済のひも付けで5,000ポイント、健康保健証とのひも付けで7,500ポイント、公金受取の口座とのひも付けで7,500ポイント。合計で、最大2万ポイントが付与されることになっています。ポイント付与の条件として、マイナンバーカードの申請を9月末までに行い、ポイント申請を来年2月末までに行うこととなっています。

そこで、②として、マイナポイント申請・付与の現状と課題について伺います。

アとして、市役所窓口でのマイナポイント手続の現状と課題について。

イとして、スマホ未利用者のキャッシュレス決済の利用状況について。

ウとして、健康保険証や口座を登録することで、どのような行政サービスが受けられるのかお聞かせください。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[18番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、特別支援学級の適正配置についてであります。市では学校施設長寿命化計画に基づき、小・中学校の統廃合を進めてまいりますが、その中には三小や一中など、特別支援学級を設置している学校も含まれます。このため、学校の統廃合に当たりましては、児童・生徒の地域別の将来人口推計を踏まえながら、特別支援学級の適正配置を検討していく必要があると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小学校における情緒障害特別支援学級についてであります。小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級については、年々ニーズが高くなっておりますことから、今後、設置に向けた取組が必要と考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、特別支援教室の課題と今後の取組についてであります。課題につきましては、専用教室として必要な空間が十分に確保できていないことや、専門性のある人材の育成等が挙げられます。今後の取組につきましては、障害による困難を改善・克服するための多様な学習活動に対して、柔軟に対応できる空間を確保していくことや、教員研修及び人材活用を図る体制面の検討が必要と考えております。詳細については、教育委員会からお願いします。

次に、児童発達支援センターの設置による東大和市の特別支援教育に与える影響についてであります。児童発達支援センターは、専門的な知識・技術に基づく適切で質の高い支援・療育や保育を提供し、地域における中核的な支援機関として、小・中学校等と連携を図ることで、市の特別支援教育の充実と共生社会の形成等に大きく寄与するものと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、都立北多摩地区特別支援学校（仮称）が、市の特別支援教育に与える影響についてであります。当

該特別支援学校が新設され、開かれた学校づくりが推進されることにより、市内小・中学校との連携による地域に根差した特別支援教育の充実が図られるものと認識をしております。

詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、マイナンバーカードについてであります。令和4年8月1日現在の交付数は4万1,488枚、交付率は48.6%となっております。

次に、交付方法と効果についてであります。マイナンバーカードの交付につきましては、申請者の希望する方法として、市役所窓口での交付と郵送による交付のいずれかが選択可能であります。このうち、市役所窓口での交付を希望する場合は、窓口のほか、郵送やスマートフォンを介した申請などを選択することが可能であります。一方、交付の際の来庁が難しい方については、公共施設や商業施設に設ける出張申請窓口で申請いただき、郵送で交付を受けることが可能であります。こうした申請者の利便性に応じた取組は、マイナンバーカードの普及促進に効果があるものと認識しております。

次に、交付促進の課題と今後の取組についてであります。マイナンバーカードの交付促進に係る課題としては、カードを取得することのメリットが一般に認知されていないことが考えられます。マイナンバーカードの取得に関しましては、カードの機能として想定されております証明書のコンビニ交付等に加え、国が実施していますマイナポイントキャンペーンによるポイント付与もメリットであります。こうしたことから、当該ポイントの付与やカードの申請方法を分かりやすく御説明するため、公共施設や商業施設で実施します出張申請による御案内を充実してまいります。

次に、市役所窓口でのマイナポイントの現状と課題についてであります。マイナンバーカード取得のメリットとして、マイナポイントの取得があげられますが、申請者、特に高齢者の中には、マイナポイントの申請手続きが分からない方が一定程度おります。このため、1階のロビーの専用ブースにおいて、マイナポイントの付与に関する支援を行っております。課題としては、申請される際に、あらかじめマイナンバーカードや、選択する決済サービスのICカード等が必要であります。こうしたことが浸透していないことであります。

次に、スマホ未利用者のキャッシュレス決済の利用状況についてであります。マイナンバーカードの交付を受けている方で、スマホを利用していない方についても、ICカード等の決済サービスを選択し、マイナポイントを得ることによりまして、キャッシュレス決済を利用することができます。こうした方の多くが、キャッシュレス決済を利用していると考えておりますが、人数等については把握しておりません。

次に、健康保険証や銀行口座を登録することにより受けられる行政サービスについてであります。マイナンバーカードを健康保険証として登録することによりまして、就職、引っ越し等によって健康保険を切り替えた際に、保険証の交付前におきましても、保険証の代わりとして利用できるようになります。また、自身の特定健康診査や薬剤等の情報を閲覧できるサービスを受けることも可能となります。銀行口座につきましては、登録により公金の受け取りがスムーズになるものであります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、特別支援学級の適正配置について御説明いたします。教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、障害になる学習上、または生活上の困難を克服するための教育を行うため、対象の児童・生徒数の把握をはじめ、通学への負担及び一人一人のニーズを踏まえた指導支援が十分にできる

環境の整備等を考慮し、適正配置に向けて検討をしていくことが重要であると認識しております。

次に、小学校における情緒障害特別支援学級についてであります。小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の設置につきましては、対象児童数の把握及び平成26年度より第五中学校に設置しました中学校自閉症情緒障害特別支援学級との系統性、連続性のある教育活動の円滑かつ効果的に行えるよう、今後、施設、人材配置、教育課程等について総合的に検討してまいります。

次に、特別支援教室の課題と今後の取組についてであります。一部の学校において専用の教室が確保されていないため、余裕教室を活用するなど、工夫して指導を行っているところであります。また、特別支援教室だけではなく、通常学級の教員の特別支援教育に関する専門性の向上及び教育体制の充実を図ってまいります。児童発達支援センターの設置による東大和市特別支援教育に与える影響についてであります。障害のある子供が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、当該センターと小・中学校との連携により、支援の必要な子供や、その保護者が、乳幼児期から学齢期、さらには社会参加に至るときまで、切れ目のない支援を地域で受けられる支援体制の充実を図ることができると認識しております。

次に、都立北多摩地区特別支援学校が、市の特別支援教育に与える影響についてであります。当該特別支援学校の体育施設等の開放や、喫茶サービスの実施等により、市民のスポーツ活動、文化活動、生涯学習の振興につながっていくことが期待されています。そして、それにより児童・生徒と地域住民との交流の場が作り出されると考えております。また、特別支援教育に関するセンター的機能を發揮し、市内の学校等に巡回相談を行うなどにより、市内の幼保・小中高等学校の特別支援教育の充実が図られることが期待できると認識しております。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時46分 延会